



2024 年度
和歌山大学
キャンパスライフ・健康支援センター
活動報告書

Health And Counseling Center
in Wakayama University
Activity Report
Fiscal Year 2024

はじめに

和歌山大学 キャンパスライフ・健康支援センター長
小河 健一

2023年4月1日に保健センターと障がい学生支援部門（キャンパスライフサポートルーム）を統合し、キャンパスライフ・健康支援センター（Health and Counseling Center）が発足されました。本センターには、健康支援部門（旧：保健センター）とキャンパスライフ支援部門（旧：障がい学生支援部門）があり、キャンパスライフ支援部門は障害学生支援室と学生相談室の2室に分かれています。

健康支援部門では、学生・教職員の健康状態を把握して、疾病の予防に対する保健指導や健康に関する情報提供ならびに啓蒙活動、教職員の相談業務を行なっています。障害学生支援室では、障害のある学生とその保証人、関係する教職員からの相談に専門スタッフが応じ、修学のための適切な環境づくりに努めています。また、学生相談室は、学生の困りごと、特にメンタル面を中心に、臨床心理士が相談業務を行い対応しています。キャンパスライフ・健康支援センターでは、これらの部門・室が有機的に繋がって協力し合い、学生・教職員の健康およびキャンパスライフを総合的にサポートしています。

2024年度はセンターの運営が2年目に入り、障害学生支援コーディネーターやカウンセラーをはじめとした新たなメンバーも加わり、支援体制の充実化が進んできました。かねてから計画していた学生交流活動やピア・サポート活動もコーディネーターを中心に本格的に始動し、学生同士の交流の輪や学生への支援の幅も広がり、センター内にますます活気があふれていることを実感しています。また、健康支援部門では第63回全国大学保健管理研究集会の主催校を担当し、全国の大学の保健管理に携わる多くの教職員の方と情報交換・意見交換を行い、本学における保健管理体制を見直す機会となりました。キャンパスライフ支援部門では、文部科学省が交付した第三次まとめの内容に基づいて、障害のある学生の支援に関する基本的な方針の改正を実施し、さらに、FD/SD研修や勉強会をはじめとした教職員への啓発についてもますます力を入れ、時代のニーズに合わせた支援体制の整備を実施しています。

本センターでは、そうした取り組みを通して、心身の不調や障害、また、それらに起因した修学上の問題を抱える学生を学内の各機関と協働しつつ支援しています。それでも、毎年、利用学生数や相談件数が増加し、個々の学生のニーズに柔軟に 대응することが容易ではない中で、スタッフも日々知恵を絞り、多くのエネルギーを費やして業務をこなしています。しかし、組織の持続性という観点で今後を見据えるなら、特定の個人・部局ではなく、大学組織全体で協働し、学生支援の体制・機能の更なる向上に努めていくことが不可欠であるの言うまでもありません。

本センターとしても全学的な健康支援・学生相談・障害支援の体制および機能の強化に貢献できるように、学内外の資源等も積極的に活用し、学生・教職員を問わず、和歌山大学の実現に向けて尽力する所存です。

今後とも本センターの活動へのご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※本報告書では、障害の「害」は、原則漢字で表記しているが、旧来の部署名である「障がい学生支援部門」のみ、「害」をひらがなの「がい」で表記している。

目次

キャンパスライフ・健康支援センターについて	1
-----------------------	---

健康支援部門

1. 講習・研修会	
(1) エピペン講習会	3
(2) メンタルヘルス研修旅行	4
2. 業務報告	
(1) 健康診断実施状況	7
(2) ストレスチェック実施結果	10
(3) 窓口利用状況	11
(4) デイケア室利用状況	12
3. 主な年間の活動	13

キャンパスライフ支援部門

1. 和歌山大学における障害学生支援の概要	
(1) 設置経緯	15
(2) 支援体制	15
(3) 障害のある学生への支援に関する基本方針の改正	16
2. 学生相談状況	
(1) 利用学生数と障害種別の推移	17
(2) 相談状況	17
(3) 相談件数の経年推移	20
(4) 合理的配慮等実施状況	21
3. 学生支援サポーターの活動状況	
(1) 障害学生支援サポーター養成講座の開催状況	22
(2) Well-being ピア・サポータープロジェクト	22
(3) 発達障害学生へのピア・サポート支援	22
(4) 修学支援チューター制度	22
(5) 学内バリアフリー調査	23
(6) バリアフリーマップの更新	24
4. 啓発活動	
(1) 令和6年度多様な学生を支援するFD/SD研修会	25
(2) その他	25
5. 学生交流活動	
(1) 学生交流ワークショップ	26
6. 情報発信活動	
(1) ホームページ	31
(2) 障害学生支援ガイドブック	31
(3) 「障害学生支援室」リーフレット	32
(4) 「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」リーフレット	32
(5) 新入生・留学生ガイダンス	32
7. 地域・就労支援機関との連携	
(1) 第7回タウンミーティング	33
(2) 支援を要する学生向けインターンシップの開催	34
(3) 学生向け就労イベント「就労について考える」	35
8. 他機関で開催された研修会・講習会への主な参加状況	36
9. 他機関で開催された研修会等での講師派遣・メディア出演	37
10. 主な年間の活動	38
11. 支援機器一覧	39
12. バリアフリーマップ	42

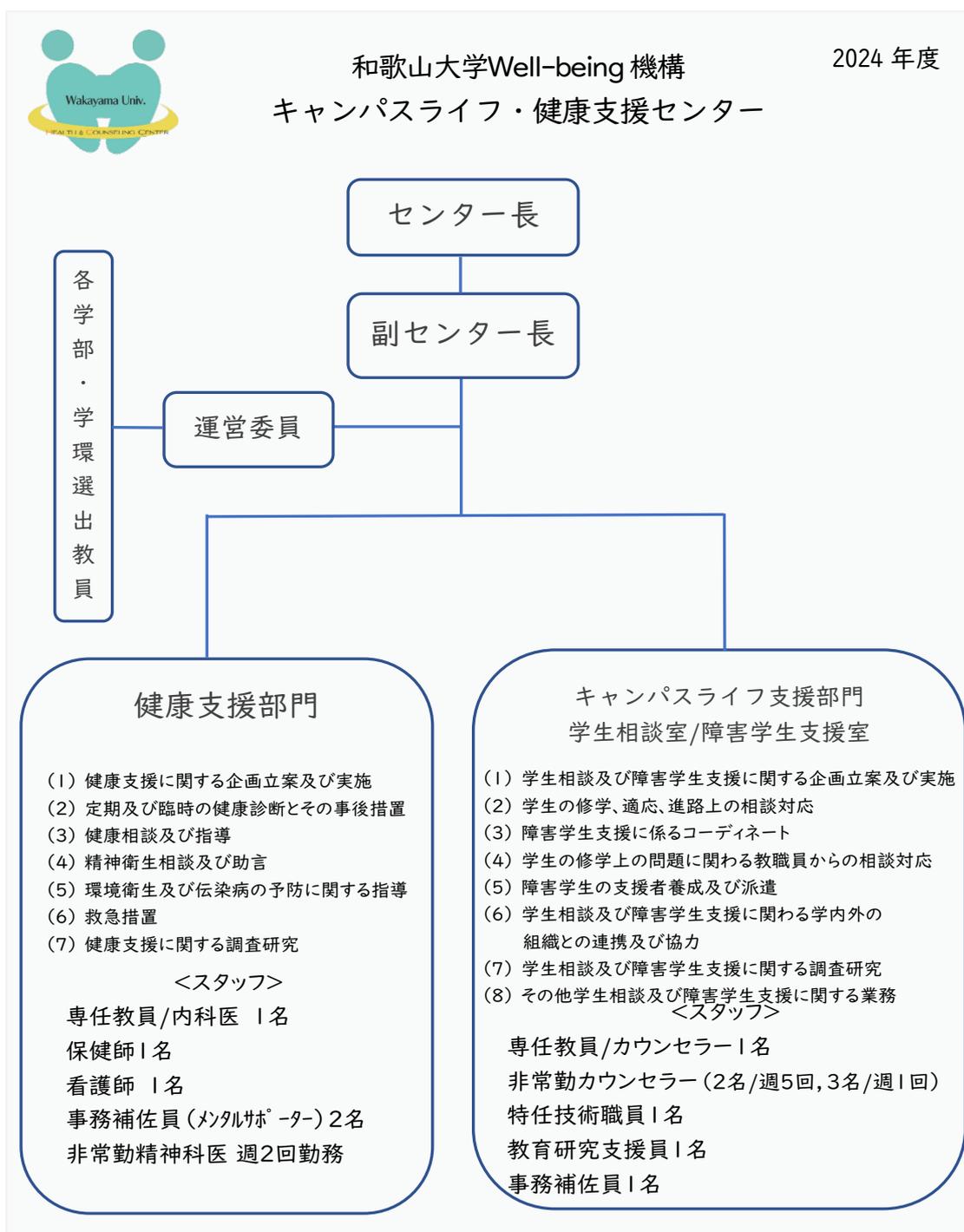
<参考資料>

□ キャンパスライフ・健康支援センターについて

(1) 設置経緯

2023年4月1日より、保健センターと障がい学生支援部門（キャンパスライフサポートルーム）が統合され、キャンパスライフ・健康支援センター（Health and Counseling Center）が発足された。それに伴い、従来の保健センターは健康支援部門、障がい学生支援部門はキャンパスライフ支援部門に名称が変更され、計2部門でセンターを運営している。また、同年より、キャンパスライフ支援部門では、従来からの障害学生支援に加え、学生相談の役割も担うことになり、障害学生支援室と学生相談室の2室に分かれて運営している。

(2) 組織体制



健康支援部門

1. 講習・研修会

(1) エピペン講習会

【日 程】2024年5月14日（火）13:30-14:00

【場 所】東1号館 E1-206 教室

【参加者】職員6名，教員7名

【講 師】和歌山大学 キャンパスライフ・健康支援センター長 小河 健一 教授
※エピペンはアレルギー等によるアナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤（アドレナリン自己注射薬）である。

【内 容】

エピペンを持参している学生の緊急時に対する適切な対応を教職員がとれるように、エピペンの概要説明や、学生がアナフィラキシーショックを起こし、自力で注射できない状態になった場合の緊急処置の方法についてレクチャーを行った。また、後日、本講習会の様子を録画した動画を学内ポータルサイトでオンデマンド配信した。なお、研修会後の教職員との質疑応答で扱われた内容を以下に掲載する。

Q1.発作発生時の役割分担としては、基本的に教職員がエピペンを打つ役を担い、学生に補助を頼むという形の理解でいいのか？

A. その通りです。基本的に教職員が代理で投与する責任・役割を担うことが求められます。周囲の学生には119番通報や安全確保等の補助を頼む形が望ましいです。

Q2.症状が出ていたので、エピペンを打ったが、実は、アナフィラキシーショックではなかったとしても問題はないのか？

A. 健康な人に打っても、基本的に問題のない薬剤です。なので、アナフィラキシーショックが疑われる症状が出ている場合は、躊躇せずに打ってください。

Q3.薬剤が透明ではなかったり（濁っていたり）、沈殿物がある場合は、打たない方がいいのか？

A. 打たない方がいいです。その場合は、キャンパスライフ・健康支援センター（073-457-7965）に連絡をいただければ、エピペンに代わる薬剤を持っていきます。

Q4.服の上から注射してもOKとのことだったが、肌に直接した方がいいのか？

A. 服の上からでも問題ありません。ただし、ポケットに財布やスマホ等があると針がきちんと刺さらない可能性があるため、その点は注意してください。



(2)メンタルヘルス研修旅行

キャンパスライフ・健康支援センターでは、困り感を抱えた学生に対して、医師やカウンセラーによる診察やカウンセリングのみでなく、グループ活動を基軸としたメンタルヘルスに関する研修を実施している。今年度は、レゴ®シリアスプレイ®を活用した研修を実施した。

【日 程】2024年9月4日（水）～9月5日（木）

【場 所】湯の宿 木もれび

【参加者】参加学生7名，教職員4名（森，西谷，小馬，春木）

【講 師】・ファシリテーター：熊澤 謙太郎 氏

・サポート役 ：森田 真吾 氏

【プログラム詳細】

プログラム①（レゴ®シリアスプレイ®）

初めは自分の作品についてうまく語れない学生もいたが、回数を重ねることで自分の意見や考えを流暢に話すことができるようになっていった。また、ほかの参加者からの質問に対して自分なりの解釈を話すという経験を通して、作品に内包される自分自身の潜在的な意識を考える機会となっていた。

テーマ1：自己紹介とアイスブレイク

題材：自分の好きなブロック，できるだけ高いタワー，テストプレイ，
悪夢のようなリーダー

内容：配布されたレゴ®式を用いて題材に沿った作品を制作し，班内で
発表，質問の練習を行った。

テーマ2：自己理解

題材：自分の苦手なこと・コンプレックス，自分の大切にしていること，
他人から見た自分

内容：各自が選んだブロックを用いて題材に沿った作品を制作し，班内
で発表，質問を行った。

プログラム②（レゴ®シリアスプレイ®）

プログラム①とは少し毛色の異なる内容もあるなかで，積極的に発言をする学生が増え，それぞれの考えをより詳細に話すことができていた。想定していない質問に対しても，多くの学生が自分なりの解釈を導き出すことができていた。

テーマ1：ウォーミングアップと他者理解

題材：今の気分

内容：配布されたレゴ®式を用いて題材に沿った作品を制作し，自分以外の班員の作品か

らその意図を推察した。その後、製作者によるそれぞれの推察についての採点も行った。

テーマ2：自己理解

題材：自分の苦手なこと・コンプレックスを長所として考える

内容：プログラム①にて自分の苦手なこと・コンプレックスという題材で制作した作品を、長所という題材で制作したと仮定したときの解釈について班内で発表、質問を行った。

テーマ3：自己表現

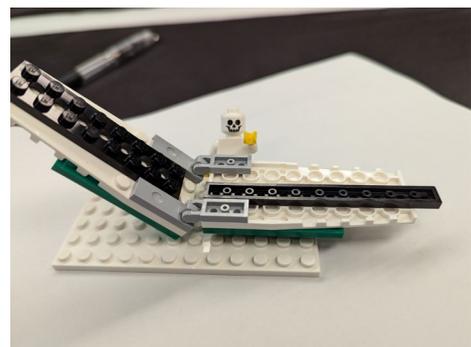
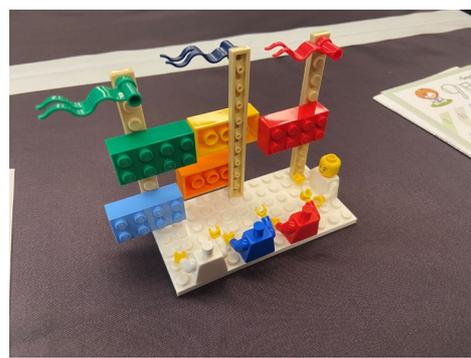
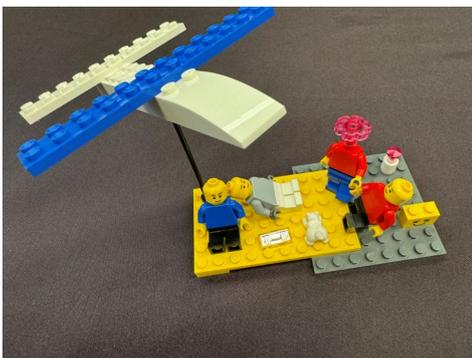
題材：卒業までにありたい自分、自分の世界、明日から頑張ること

内容：各自が選んだブロックを用いて題材に沿った作品を制作し、班内で発表、質問を行った。その後、自分の苦手なこと・コンプレックス、自分の大切にしていること、卒業までにありたい自分の3つの題材で制作した作品を自分の世界として配置し、1つの作品として班内で発表を行った。最後に、卒業までにありたい自分の実現のために明日から頑張ることという題材で作品を制作し、班内で発表を行った。

プログラム③（班ごとに延暦寺散策）

プログラム①、②を通して、自分だけでなく、お互いへの理解が深まったことで、延暦寺の散策においても円滑なコミュニケーションをとることができていた。

内容：プログラム①、②の際の班ごとに散策を行い、建造物や仏像の見学をして過ごした。



「レゴ® シリアスプレイ®」

で自己理解を 深めてみませんか?

日程

2024
9月4日(水) - 9月5日(木)

定員 10名(先着順となっています)

※キャンパスライフ・健康支援センターから4名程度教職員が同行予定。

参加費 10,000円程度
(交通費、宿泊費、食費3食含む)

参加条件 保証人の許可を得ること。

宿泊先 湯の宿 木もれび
〒520-0102
滋賀県大津市菟鹿2丁目30-1
(TEL: 077-579-8585)

申し込み方法 Forms で申し込みください。
締切 7月26日(金)
<https://forms.office.com/r/ufH8sfzJ4X>



キャンパスライフ・健康支援センターが企画する

1泊2日の
宿泊研修

集合・解散場所

集合!! 和歌山大学 南1号館前駐車場 (8:15)

和歌山大学前駅(南海)

和歌山駅(JR)

大阪駅(JR)

※最終解散予定時刻 18:30(和歌山大学)

プログラム

キャンパスライフ・健康支援センターで配布。

☑ 主なプログラム

レゴ®シリアスプレイ®
(レゴ®ブロックを用いたワークショップ)です。

☑ 作品に上手、下手はありません!!

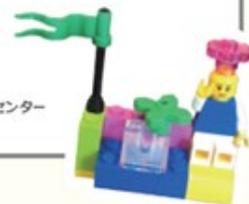
真剣に楽しみ、「話す・聴く・問いかける」
ことを通じて自己理解を深めましょう。

☑ レゴ®シリアスプレイ®とは?

「話す・聴く・問いかける」をベースにした
真剣な遊びのワークです。思考の枠を超えて、
発想の柔軟性を高めることができます。

☑ 講師

村中 泰子氏
神戸大学
インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター



主催・問い合わせ先

キャンパスライフ・健康支援センター

☎ 073-457-7965

✉ hokekan@ml.wakayama-u.ac.jp

2. 業務報告

(1)健康診断実施状況

学生および教職員の健康診断実施状況については、以下の表に示す。

① 学生定期健康診断（学生数は令和6年5月1日時点）

表1 身長・体重受診人数

年度		2024 (R6) 年度		
学部	学年	学生数	受診数	受診率
教育学部	1回生	171	169	98.8%
	2回生	169	130	76.9%
	3回生	170	158	92.9%
	4回生	191	139	72.8%
	院生	48	29	60.4%
	計	749	625	83.4%
経済学部	1回生	304	267	87.8%
	2回生	301	110	36.5%
	3回生	324	147	45.4%
	4回生	372	167	44.9%
	院生	76	54	71.1%
	計	1377	745	54.1%
システム工学部	1回生	308	260	84.4%
	2回生	302	179	59.3%
	3回生	319	164	51.4%
	4回生	432	160	37.0%
	院生	327	193	59.0%
	計	1688	956	56.6%
観光学部	1回生	119	105	88.2%
	2回生	119	75	63.0%
	3回生	125	52	41.6%
	4回生	157	77	49.0%
	院生	73	25	34.2%
	計	593	334	56.3%
社会インフォマ ティクス学環	1回生	30	23	76.7%
	2回生	41	10	24.4%
	計	71	33	46.5%
総計		4478	2693	60.1%

表2 X線受診人数

年度		2024 (R6) 年度		
学部	学年	学生数	受診数	受診率
教育学部	1回生	171	170	99.4%
	2回生	169	55	32.5%
	3回生	170	150	88.2%
	4回生	191	116	60.7%
	院生	48	27	56.3%
	計	749	518	69.2%
経済学部	1回生	304	268	88.2%
	2回生	301	42	14.0%
	3回生	324	46	14.2%
	4回生	372	48	12.9%
	院生	76	49	64.5%
	計	1377	453	32.9%
システム工学部	1回生	308	255	82.8%
	2回生	302	60	19.9%
	3回生	319	44	13.8%
	4回生	432	51	11.8%
	院生	327	146	44.6%
	計	1688	556	32.9%
観光学部	1回生	119	105	88.2%
	2回生	119	13	10.9%
	3回生	125	7	5.6%
	4回生	157	32	20.4%
	院生	73	22	30.1%
	計	593	179	30.2%
社会インフォマ ティクス学環	1回生	30	23	76.7%
	2回生	41	4	9.8%
	計	71	27	38.0%
総計		4478	1733	38.7%

表3 どちらか一つでも受診

年度		2024 (R6) 年度		
学部	学年	学生数	受診数	受診率
教育学部	1回生	171	170	99.4%
	2回生	169	130	76.9%
	3回生	170	160	94.1%
	4回生	191	140	73.3%
	院生	48	29	60.4%
	計	749	629	84.0%
経済学部	1回生	304	269	88.5%
	2回生	301	112	37.2%
	3回生	324	147	45.4%
	4回生	372	167	44.9%
	院生	76	54	71.1%
	計	1377	749	54.4%
システム工学部	1回生	308	260	84.4%
	2回生	302	179	59.3%
	3回生	319	165	51.7%
	4回生	432	161	37.3%
	院生	327	193	59.0%
	計	1688	958	56.8%
観光学部	1回生	119	107	89.9%
	2回生	119	76	63.9%
	3回生	125	52	41.6%
	4回生	157	77	49.0%
	院生	73	25	34.2%
	計	593	337	56.8%
社会インフォマ ティクス学環	1回生	30	24	80.0%
	2回生	41	10	24.4%
	計	71	34	47.9%
総計		4478	2707	60.5%

② 教職員定期健康診断

表 4 定期健康診断・人間ドック検診・雇用時健診判定

	受診者	指導区分	人数
定期健康診断	392	D3	87
		D2	148
		D1	76
		C1	81
		判定保留	0
人間ドック検診	107	D3	11
		D2	48
		D1	27
		C2	0
		C1	21
		判定保留	0
雇用時健診	19	D3	5
		D2	10
		D1	3
		C1	1
		判定保留	0
未検			50

表 5 定期健康診断・人間ドック検診・雇用時健診 受診状況

判定	大学 教職員	大学 非常勤 教職員	附属 小中	附属 特別支援	合計
D3	60	16	19	8	103
D2	133	38	21	14	206
D1	74	17	9	6	106
C2	0	0	0	0	0
C1	60	21	13	9	103
判定 保留	0	0	0	0	0
受診者 合計	327	92	62	37	518
受診率	88.4%	94.8%	100%	94.9%	91.2%

表 6 教職員健康診断受診者数・受診率 (%)

対象者合計	総受診者		身長・体重		尿検査		血圧		血液検査		聴力検査		胸部 X 線検査		心電図検査	
	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率
568	392	69.0	392	69.0	390	68.7	392	69.0	362	63.7	391	68.8	383	67.4	308	54.2

尿検査 (糖)	受診者	390	(有所見率) 5.4%
	有所見者	21	
血圧	受診者	392	(有所見率) 21.7%
	有所見者	85	
血液検査 (貧血)	受診者	362	(有所見率) 8.3%
	有所見者	30	
血液検査 (肝機能)	受診者	362	(有所見率) 18.2%
	有所見者	66	
血液検査 (血中脂質)	受診者	362	(有所見率) 58.8%
	有所見者	213	

血液検査 (糖)	受診者	362	(有所見率) 10.2%
	有所見者	37	
聴力検査	受診者	391	(有所見率) 4.1%
	有所見者	16	
胸部 X 線撮影検査	受診者	383	(有所見率) 1.0%
	有所見者	4	
心電図検査	受診者	308	(有所見率) 11.7%
	有所見者	36	

③ 特定有害業務検診

2024 年度前期	対象者	受診者	指導区分	備考
シスエ学部	33 名	33 名	D3 : 27 名	異常なし
			D2 : 5 名	肝機能障害 4, 貧血 1
			C1 : 1 名	肝機能障害 1
シスエ研究科	23 名	23 名	D3 : 29 名	異常なし
			D2 : 4 名	肝機能障害 2, 白血球低下 2
			C1 : 3 名	肝機能障害 2, 尿蛋白陽性 1
教職員	16 名	16 名	D3 : 9 名	異常なし
			D2 : 4 名	肝機能障害 3, 貧血 2
			D1 : 2 名	糖尿病 2, 尿糖陽性 1, 脂質異常症 1
			C1 : 1 名	貧血 1

2024 年度後期	対象者	受診者	指導区分	備考
シスエ学部	45 名	44 名	D3 : 31 名	異常なし
			D2 : 12 名	肝機能障害 6, 貧血 2, 白血球低下 2, 尿蛋白陽性 2, 尿糖 1, 尿潜血 1
			D1 : 1 名	尿潜血陽性 1
シスエ研究科	23 名	23 名	D3 : 15 名	異常なし
			D2 : 6 名	肝機能障害 4, 貧血 1, 尿糖 1, 尿蛋白 1
			D1 : 1 名	尿潜血陽性 1, 白血球増多 1
教職員	14 名	14 名	D3 : 3 名	異常なし
			D2 : 4 名	脂質異常症 3, 肝機能障害 1, 腎機能障害 1
			D1 : 7 名	脂質異常症 6, 肝機能障害 3, 尿糖陽性 2, 尿蛋白陽性 1, 尿潜血陽性 1, 貧血 1, 尿糖病 1, 高血圧 1, 高尿酸血症 1

(2) ストレスチェック実施結果

		対象者	受診者	受診率	高ストレス者	高ストレス者率	面談希望者
大 学	教育	63	41	65.1%	7	17.1%	0
	経済	37	22	59.5%	4	18.2%	0
	シスエ	67	54	80.6%	4	7.4%	0
	観光	24	10	41.7%	2	20.0%	0
	社会インフォマ ティクス学環	3	1	33.3%	0	0.0%	0
	その他	30	23	76.7%	8	34.8%	0
	職員(常勤)	146	110	75.3%	12	10.9%	3
	職員(非常勤)	97	87	89.7%	6	6.9%	0
附属小・中		62	44	71.0%	10	22.7%	0
附属特別支援		39	23	59.0%	3	13.0%	0
合計		568	415	73.1%	56	13.5%	3

(3)窓口利用状況

1)身体保健部門

	教育 ・院	経済 ・院	シスエ ・院	観光 ・院	社会 インフォマ ティクス 学環	その他	教職員	合計
呼吸器系	3	3	10	3	0	1	6	26
消化器系	2	4	3	2	0	0	3	14
外科・整形外科系	28	8	21	10	1	0	7	75
耳鼻咽喉科系	1	1	0	0	0	1	1	4
眼科系	0	0	1	1	0	0	0	2
皮膚科系	0	0	0	0	0	0	0	0
産婦人科系	1	0	2	0	0	0	0	3
歯科・口腔外科系	0	0	1	0	0	1	0	2
その他(疾患)	2	4	8	2	0	0	6	22
再検・結果説明・ クラブ検診	4	6	6	0	0	0	0	16
相談・面談	0	1	0	2	0	0	5	8
紹介	0	0	1	0	0	0	0	1
静養	6	6	14	7	1	0	7	41
その他	2	2	3	0	0	1	0	8
合計	57	39	77	30	2	4	44	253

※その他：特別聴講学生・科目等履修生

2)精神保健部門 教職員相談数

	カウンセラー	精神科医	その他 (内科医・保健師 ・看護師等)	計
計	25	6	3	34

(4)デイケア室利用状況

和歌山大学保健センター（現：キャンパスライフ・健康支援センター）では、2010年以降ひきこもり学生に対し、キャンパスデイケア室（通称：アミーゴの部屋）を用いたメンタルサポートシステムを構築し、学生のサポートに取り組んでいる。現在は、ひきこもり学生のみならず、学生生活に困難を抱える様々な学生の居場所や交流の場として機能しており、交流イベント等も定期的で開催している（イベント内容は、25ページで後述）。下記に利用状況を示す。

延べ利用回数（実人数）※大学院生を含む

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
教育学部	10 (2)	4 (2)	9 (2)	7 (3)	6 (2)	6 (3)	10 (1)	8 (2)	9 (3)	10 (3)	4 (2)	8 (1)	91 (4)
経済学部	14 (2)	14 (3)	9 (1)	9 (2)	3 (1)	0	16 (5)	15 (3)	25 (4)	27 (6)	3 (1)	3 (2)	138 (8)
システム 工学部	51 (10)	30 (9)	41 (11)	35 (10)	15 (7)	17 (7)	46 (8)	37 (11)	30 (9)	36 (10)	10 (5)	8 (6)	356 (20)
観光学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会イノヴァ ティブ学環	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	75 (14)	48 (14)	59 (14)	51 (15)	24 (10)	23 (10)	72 (14)	60 (16)	64 (16)	73 (19)	17 (8)	19 (9)	585 (32)



デイケア室の様子(写真)



レクリエーション中の様子(写真)

3. 主な年間の活動

	活 動 概 要
4 月	<p>新入生向け・留学生向けガイダンス</p> <p>学生の定期健康診断</p>
5 月	<p>健康診断再検査・追加検査（採血，心電図）</p> <p>エピペン講習会</p> <p>特定有害業務従事者の健康診断</p> <p>給食従事者の健康診断</p>
6 月	<p>ストレスチェック調査</p>
7 月	<p>ストレスチェック面談</p>
8 月	<p>ストレスチェック面談</p>
9 月	<p>メンタルヘルス研修旅行</p> <p>第7回タウンミーティング開催</p> <p>教職員の健康診断</p> <p>留学生向けガイダンス</p>
10 月	<p>附属小中学校・附属特別支援学校教職員の健康診断</p>
11 月	<p>特定有害業務従事者の健康診断</p> <p>教職員へのインフルエンザ予防接種</p>
12 月	<p>給食従事者の健康診断</p>
1 月	<p>裁量労働従事者調査高得点者面談</p>
2 月	<p>裁量労働従事者調査高得点者面談</p>
3 月	-
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンパスライフ・健康支援センター運営委員会（3回） ・共通テスト，入学試験，オープンキャンパス，大学説明会，ホームカミングデー等の救急待機 ・クラブ検診（1回）

キャンパスライフ支援部門
学生相談室/障害学生支援室

1. 障害学生支援体制

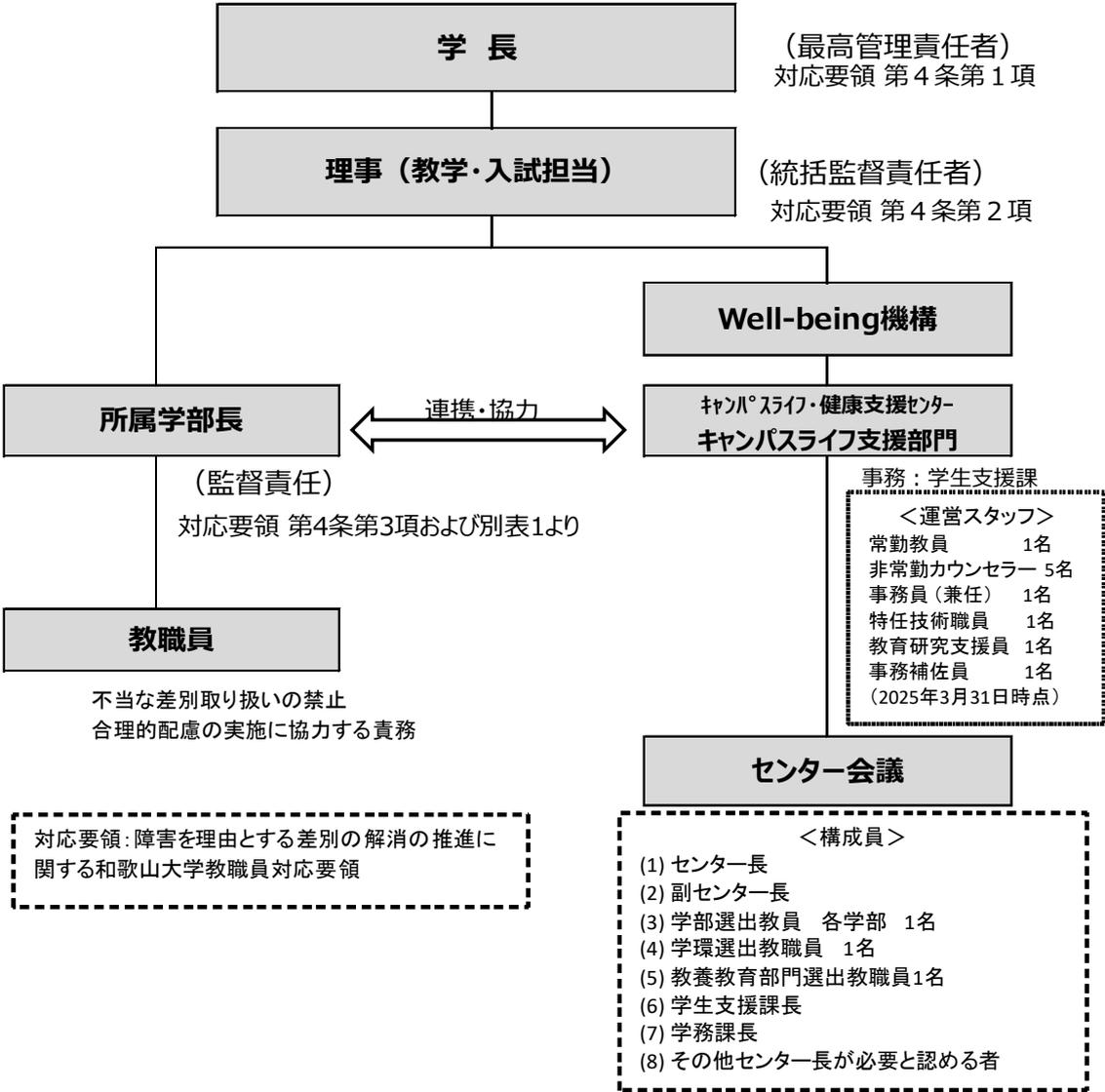
(1) 設置経緯

本学では、2016年4月からの障害者差別解消法の施行決定を受け、2014年8月に障害学生支援のための専門部署として、「障がい学生支援室」が設立された。2016年8月に、学内の愛称名が「キャンパスライフサポートルーム」となり、2017年3月には部署名が「障がい学生支援室」から「障がい学生支援部門」に、2023年4月には「キャンパスライフ支援部門」に変更され、現在に至る。

スタッフの構成は、2014年は、特任助教（臨床心理士）1名、事務職員（専任）1名であった。2025年3月現在は、准教授（臨床心理士、公認心理師）1名、非常勤カウンセラー5名（臨床心理士、公認心理師）、事務員（学生支援課兼任）1名、特任技術職員1名、教育研究支援員1名、事務補佐員1名で運営されている。

(2) 支援体制

和歌山大学における障害を理由とする差別の解消に関する障害学生支援体制



(3) 障害のある学生への支援に関する基本方針の改正

2024年3月に文部科学省が公表した「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第三次まとめ)」(以下、「第三次まとめ」)において、今回の差別解消法と文部科学省対応指針等の改正を踏まえ、既存の対応要領・ガイドライン等の見直しを行うことが重要であるという考え方が示された。

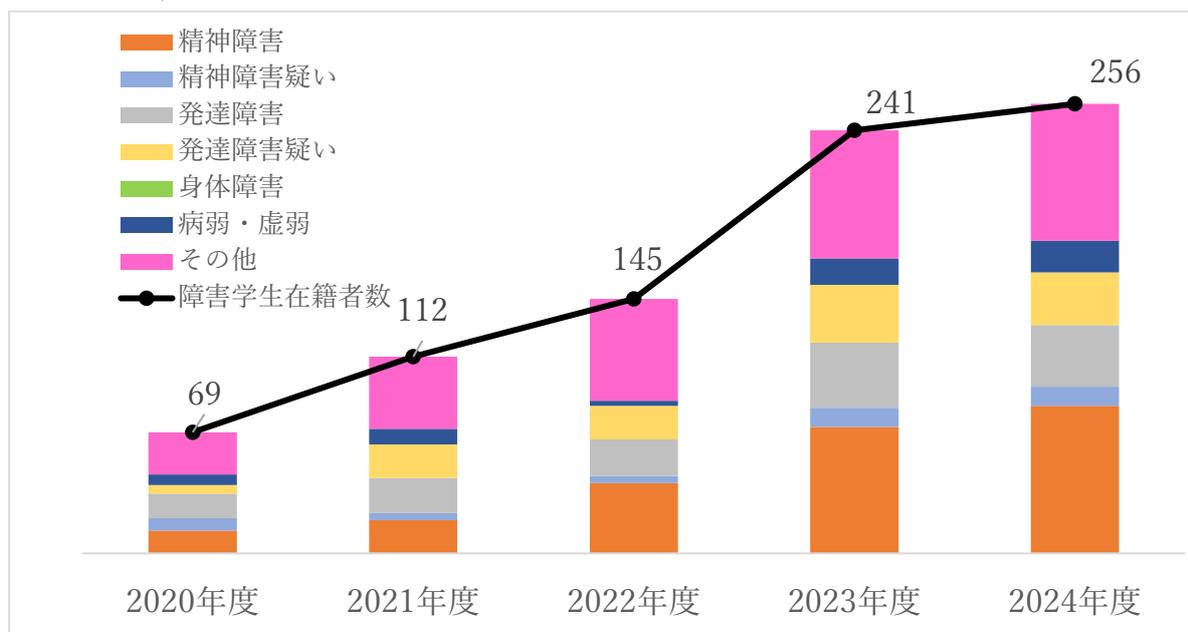
それに伴い、本学が2014年に施行した「和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的な方針」(以下、「基本方針」)について、第三次まとめの内容および本学の現状の変化を踏まえ、障害学生支援の適切な推進につなげることを目的に改正する運びとなった。なお、基本方針の改正に際しては、HEAP(高等教育アクセシビリティプラットフォーム)ディレクター/京都大学DRC(障害学生支援部門)チーフコーディネーターの村田 淳 准教授の指導助言を仰いで行った。主な改正内容は以下の通りである。また、改正した基本方針の全文は、本報告書46ページに掲載している。

- ・ I. 基本理念 : 障害学生支援が障害のある学生だけでなく多様な学生すべてに対して教育の機会を確保するという大学の責任を果たす上で重要な取り組みであり、それがひいては、大学自体の価値の向上へとつながるとい趣旨で修正。
- ・ III. 支援体制 : 修学支援の責任の主体が学生の所属学部等にあることを明示。
支援の対象範囲が修学に限らず多岐にわたることを明示。
大学組織における専門部署(障害学生支援室)の立ち位置と役割を明示。
- ・ IV. 不当な… : 合理的配慮の決定プロセスを追加。
- ・ V. 留意点 : 第三次まとめにおいて取り上げられた内容で本学の現状に適すると判断した以下の項目を反映した記述に変更した。「事前的改善措置による環境の整備」、「合理的配慮に係る対応の固定化の問題」、「障害のある学生の意思表明(セルフアドボカシー)を促す取り組み」。
- ・ VI. その他 : 個人情報の取り扱い、専門的人材の育成配置、研修会の実施や大学等連携プラットフォームの活用など現在の障害学生支援の現場に求められている内容を網羅。

2. 学生相談状況

(1) 利用学生数と障害種別等の推移

過去5年間の利用学生の推移は下記のとおりである。2024年度は、利用者数が256人となり過去最大となった。2024年度は、2023年度と比較して精神障害学生の比率が若干増加している。ここには、カウンセラーやコーディネーターが非常勤精神科医との連携強化に取り組み、学生が適切な医療機関に受診しやすくなったことが影響していると思われる。今後も医療との連携に積極的に取り組みつつ、潜在化した学生のニーズに応えていける体制を構築していきたい。



※「その他」とは、その他の障害をもつ学生、または、診断はないが修学上の困り感や学生生活上の悩みをもつ学生を指している。

(2) 相談状況

2024年度の総相談件数は前年度と比較して600件以上増加している(表①)。新センターの発足に伴う情報発信・教育活動による認知度の上昇、および特任技術職員(コーディネーター)の増員による相談時間枠の増加などが要因として考えられる。また、前年度より課題となっていた保証人や教職員との連携数も上昇傾向が見られた。保証人へのアプローチや教職員との連携は、学生支援における重要な要素であり、特に教職員へのコンサルテーションは、心理士やコーディネーターが専門性を発揮して担うべき分野と言えるため、今後も積極的に取り組んでいきたい。

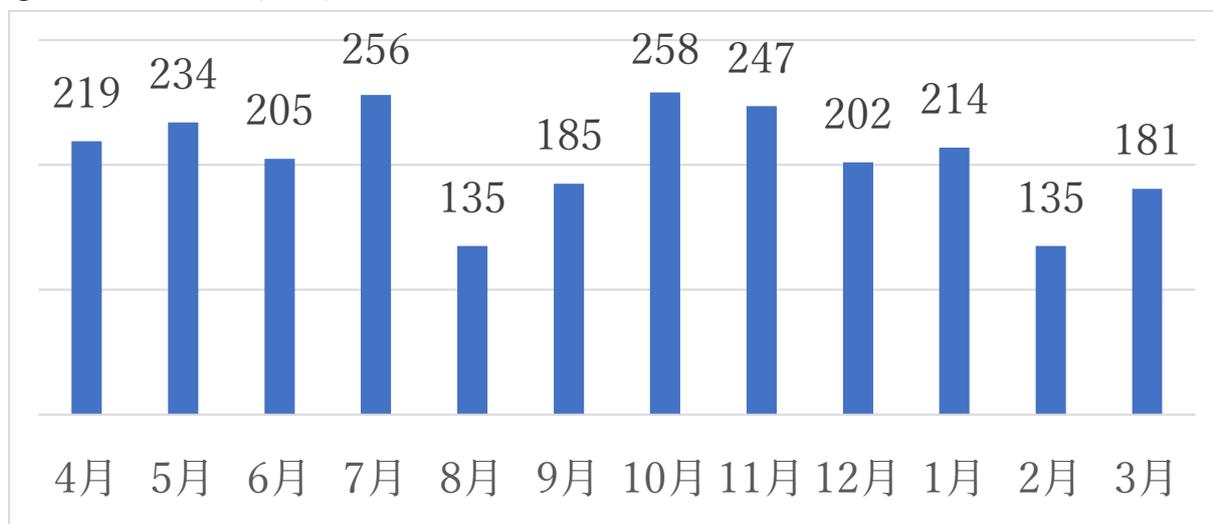
① 総相談件数内訳

	総件数	相談者別内訳		
		学生	保証人	教職員
2024年度	2993 (2379)	2479 (1965)	170 (112)	344 (302)

※ () 内は昨年度の件数

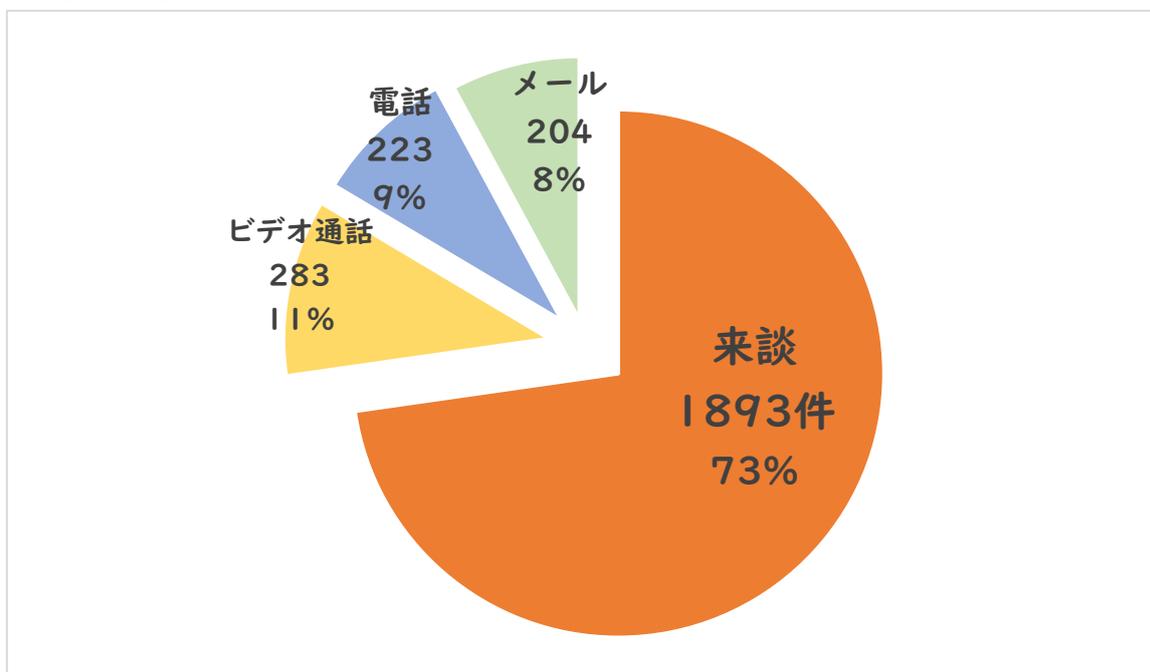
月別相談件数（表②）に関して、例年は4～5月や10～11月などの学期始めの期間に相談利用が増え、その後は減少する傾向が強かったが、2024年度は4～7月の期間、相談件数が高い値を維持し続けていた。

② 月別相談件数（延べ）



相談方法（表③）は、対面での相談を希望する学生が多い。ただ、コロナ禍でビデオ通話が浸透したことにより、授業がない日で通学に時間を要する学生や、外出する気力はないがビデオ通話なら面談が可能という学生のオンライン相談利用が続いている。また、メール対応に関しては、保護者や教職員からの相談が中心となっている。

③ 相談方法内訳



来談者を学年別に分類したところ下記の表④の通りになった。高年次（3年以上）の学部生が最も多く、次いで低年次（1～2年）の学部生、修士課程の大学院生の順となっている。その他の学年については、大きな差はない。高年次と修士に関しては、研究や就職に伴う修学上の項目やメンタルに関する相談が多く、低年次は、修学に関する相談が集中していた。

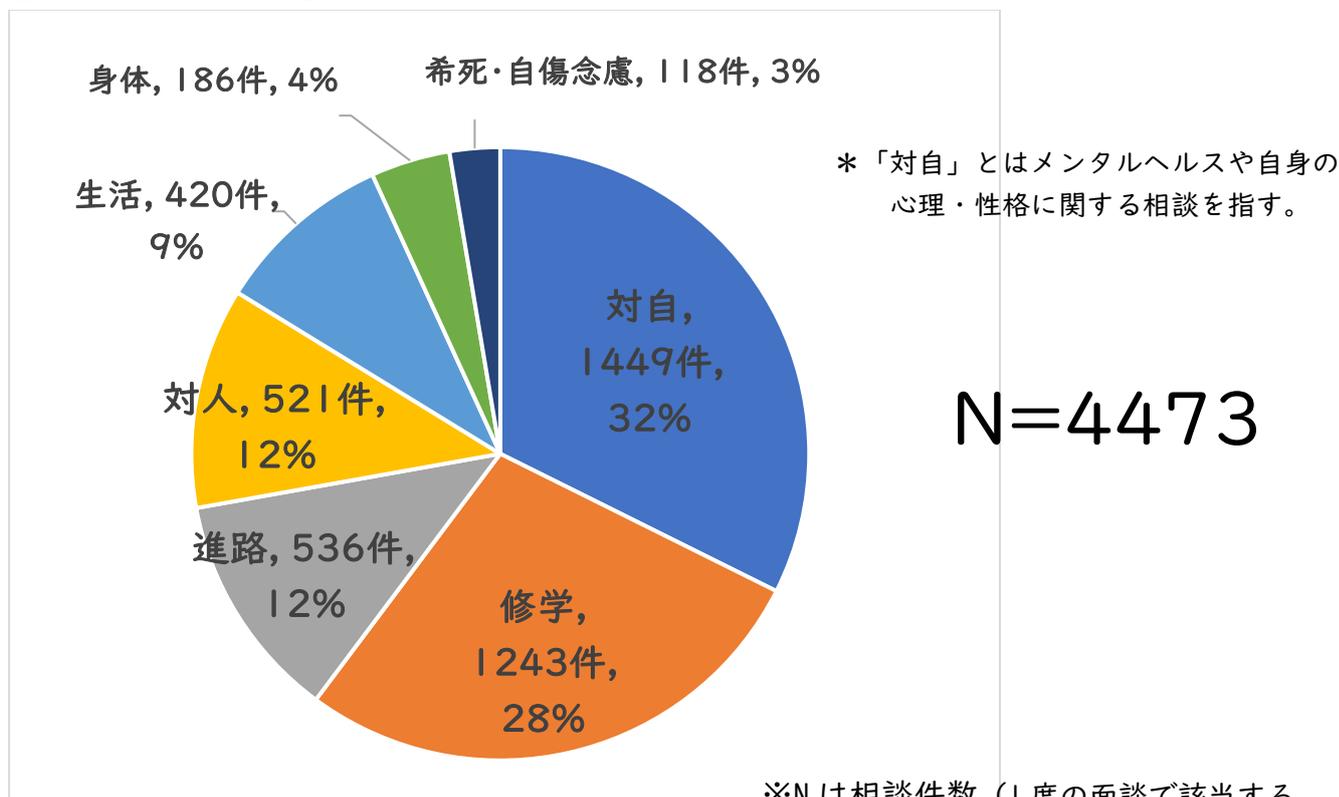
④ 学年別来談者数

学年	入学前	低年次 (1-2年)	高年次 (3年以上)	修士	博士 後期	特別聴講生・ 科目等履修生	既卒	合計
人数	5	77	136	29	0	3	6	256

本学では相談内容を6つの大カテゴリーに分類して集計している。そして、それぞれの大カテゴリーには、小分類が設定されており、担当のカウンセラーが学生からの相談内容をもとに当てはまる項目を選択して記録している。表⑤にある通り、2024年度の相談内容で最も多かったのが「対自」であり、次いで「修学」、「進路」、「対人」であった。

- (a) 修学：履修登録、履修不良、修学意欲、授業や課題の悩み、研究の悩み、進級・配属時のつまづき、合理的配慮など
- (b) 進路：進路情報収集、再受験、進路の迷い、就職不安、インターンシップなど
- (c) 生活：生活リズム・習慣、課外活動、アルバイト、経済問題、宗教関連など
- (d) 対自：自分のあり方・性格、メンタルヘルス、身体の疾患・障害など
- (e) 対人：友人関係、恋愛関係、家族関係、教員との関係、研究室での人間関係など
- (f) 身体：眠れない、食欲がない、身体の不調など

⑤ 相談内容比率（全学部）



※Nは相談件数（1度の面談で該当する相談内容を複数選択して計上している。）

(3)相談件数の経年推移

2020年ごろまで相談件数の年間平均は300~400件程度であったが、年を経るごとに上昇し、2024年度は2479件まで急増している。その背景には、当センターの情報発信・教育活動による学内での認知度の上昇に伴う教職員からの紹介や、スタッフの増員による相談枠の増加などが考えられる。また、DEI（ダイバーシティイノベーション）が主軸となり、学内の各所に総合相談窓口のQRコードを設置したことで自発的にキャンパスライフ・健康支援センターへ相談に訪れる学生が増加したことも、大きな要因になっていると推察される。

① 相談件数推移表（過去10年間）



(4)合理的配慮等実施状況

本学では障害者差別解消法に基づき、障害学生が他の学生と公平に学ぶ権利を保障するために、合理的配慮を実施している。2024年度は、合理的配慮の実施数が前年度よりさらに増加し、80件を超えた。その背景として、(1)で説明した通り、医師との連携強化に伴い、支援が必要だが未診断だった学生のニーズが顕在化したことや、当センターの存在や合理的配慮に関する認知度が上昇したことに伴い、教職員から配慮が必要な学生を紹介されるケースが増加したことが要因にあると思われる。

◆現況届とは

合理的配慮とは異なり、学生の困り事や状態を教職員に周知する目的で申請する書類である。学生の申出に基づき障害学生支援室で作成し、所属学部等に提出する。

	合理的配慮の実施数	現況届提出数
2015年度	2	1
2016年度	10	3
2017年度	10	7
2018年度	11	7
2019年度	11	19
2020年度	15	11
2021年度	31	14
2022年度	33	22
2023年度	46	30
2024年度	84	25

3. 学生サポーターの活動状況

(1)障害学生支援サポーター養成講座の開催状況

障害学生支援室では、障害のある学生をサポートする学生を随時募集しており、養成講座の参加を経た学生をサポートとして登録している。また、本部門の教員が開講している教養科目「障がい学生支援概論」を履修した学生もサポーターとして登録できる。

開催日時	参加者数	登録者数
6月20日,24日 10:50～12:20 開催場所：学術情報センター第1演習室	5	5

(2)Well-being ピア・サポータープロジェクト



現在、大学では、学生の多様なニーズ（修学、心身の不調、孤立、障害、SOGI など）に応じた学生対応が求められている。Well-being 機構キャンパスライフ・健康支援センターにおいても、そうした問題を抱える学生を関連部局と協働しつつ支援しているが、教職員のみでは対応が困難な事例も増えている。そこで、種々の課題に対して、学生同士の支え合いという形でアプローチする取り組みを開始したいと考え、従来から実施していた障害学生支援サポーターの活動からさらに枠組みを広げ、学生交流や運動、広報など様々な分野に活動を拡大するピア・サポートプロジェクトを8月より開始した。2025年3月末時点で、約20名の学生がサポーターとして登録している。以下にオンライン説明会の参加状況を示す。

開催日時	視聴者数	登録者数
8月20日～オンライン配信	14名	5名

(3)発達障害学生へのピア・サポート支援

本学で支援を要する障害学生の内、最も人数が多いのは発達障害学生である。そうした学生の困りごとは、学習面にとどまらない。例えば、学生ポータル(教育サポートシステム、Moodle)の使い方、メール管理、履修登録の手続き、図書館の利用方法、書類申請など、他の学生が自然と習得することが定着しづらく、結果、修学において支障が生じている。障害学生支援室では、大学生活でそうした困り事を抱える発達障害学生をボランティア学生が支援するピア・サポート制度を発足させた。2021年の3月から試験的に運用を開始し、2025年3月時点でも継続して行っている。

(4)修学支援チューター制度

ここ数年、特にシステム工学部において、修学の意思を持ちながらもメンタル等様々な事情により単位取得に至ることができず、修学の継続に困難を抱える学生が増加している。そのため、大学院生等によるピア・サポートという形で、学生に修学の意思がある時期に、できるだけ早期に支援して自律と成長を促すことを目的に、システム工学部と障害学生支援室が協働して、2021年度に新規事業として立ち上げた。2025年3月時点で、1名の大学院生が必要に応じて適宜チューターとして活動している。

(5)学内バリアフリー調査

◆日 程：令和6年12月6日（金）

◆参加人数：6名（当事者1名，介助者1名，スタッフ2名，学生サポーター2名）

本調査は、本学のバリアフリー化の推進に向けて、参考となる情報を提供する目的で企画・開催した。肢体不自由の当事者（車椅子利用者）を招き、学内の主要動線となる通路や建物について助言や意見を仰いだ。なお、ピア・サポーター2名に移動補助や記録，報告書作成等の協力を要請した。また，当事者からの意見を仰ぐことで，学内施設の様々な改善点が浮き彫りとなり，非常に学びのある調査となった。なお，本調査の結果に基づいた報告書をスタッフの助言のもと，学生が作成し，改善案を施設整備課に提出している。下記に報告書の一部を掲載する。

調査報告 01 ★★★

実施調査年月日	2024年12月6日（金）
施設の箇所	南1号館入口前
障害種別	肢体不自由
内容 (問題点等)	入口までの道にタイルに段差があり、車いすで進むとバランスを崩す。
チェックポイント (改善点・要望)	タイルの段差を解消する。
点検した当事者からのコメント	南1号館は、体が不自由な人が良く用事がある場所であるため、優先的に改善するのが望ましい。

【現地写真】



調査報告 14 ★★★

実施調査年月日	2024年12月6日（金）
施設の箇所	ふれあい会館の多目的トイレ
障害種別	肢体不自由
内容 (問題点等)	扉の構造が特殊なことに加え、柱が邪魔になり、車いすではトイレの中に入ることはできない。
チェックポイント (改善点・要望)	・ドアをスライド式にするなどして入りやすくする。 ・ドアの取り付け位置を変える。
点検した当事者からのコメント	柱があつて通りにくいです。せめてドアがスライド式なら通れそう。

【現地写真】



（報告書より抜粋）

(6) バリアフリーマップの更新

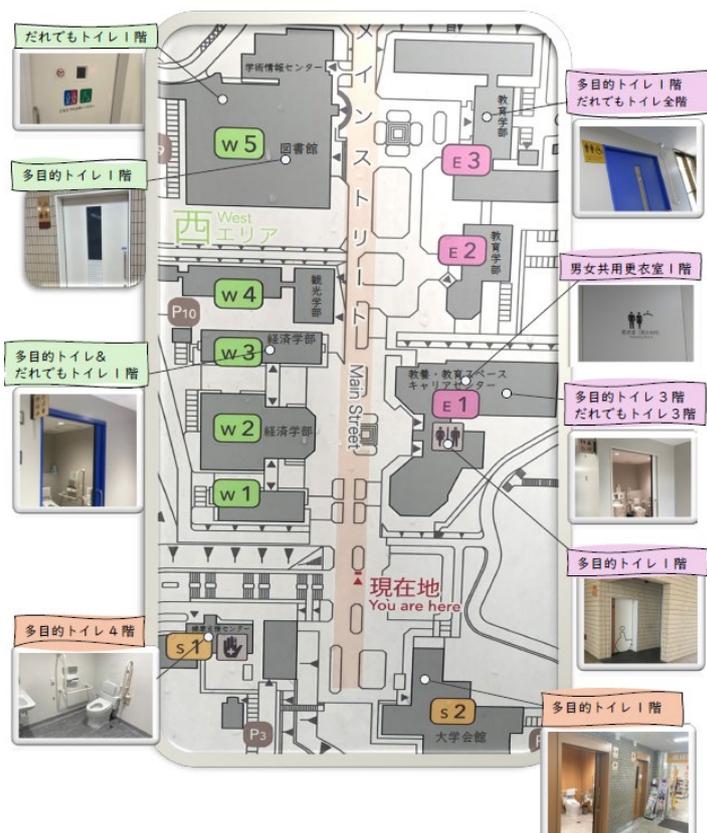
- ◆日 程：令和7年3月14日（金）～21日（金）
- ◆作業内容：学内全体の散策，修繕された施設の確認およびマップの更新
- ◆参加人数：2名

例年通り，障害学生支援室スタッフとWell-being ピア・サポーターでバリアフリーマップ更新のための調査を実施した。まず，サポーターにチェックシートと現行のマップを配布してから，学内を散策し，変更箇所のチェックや写真撮影を行った。そして，調査後に結果を共有し，現行のバリアフリーマップからの修正点をまとめた。

後日，その内容をもとに，Adobe Illustrator を使用して，バリアフリーマップを更新した。西3号館の1階の多目的トイレの追加，東4号館の入り口前の点字ブロックの追加を反映した。また，ジェンダーフリーのトイレ・更衣室等の場所一覧を作成した。



和歌山大学 だれでもトイレ・更衣室等一覧



4. 啓発活動

(1) 令和6年度多様な学生を支援するFD/SD研修会

2000年に文部科学省が発表した『大学における学生生活の充実方策について（報告）』において、これからの大学では、学生に知識を教授するのみではなく、教職員が学生との人間的なふれあいを通じて、決断力や適応力・行動力・協調性など、価値観が多様化し、複雑化した社会を生き抜く上で必要な基本的能力の涵養に努めていくことが重要になると報告された。更に多様化が進んだ現代において、いかに学生のそうした能力を伸ばし、“全人的な人間形成”を育むかは、大学にとってますます重要な課題となっている。そこで、本研修会では、学生支援/相談の実践・研究に長年携わって来られた高石恭子教授をお招きし、「今日の学生像」を起点に、時代とともに変わったもの、変わらずにあるものは何か、また、今の若者がどんな「生きづらさ」を抱えているのか、それらを踏まえ、教職員はどのように学生の心理・社会的成長を支えていけるのかについて、講演いただき、学生が社会に出る前の最後の教育機関として大学が果たせる役割について学んだ。

受講者からは「質疑応答で具体的なお話もあり、より理解が深まりました」、「問題があった場合、一人で対応するのではなく、チームを組んで対応することが重要であることがわかりました。その際に、ある程度決められた枠組みに従って行動することが大切と思いました」などの感想が寄せられた。

日時	研修会演題	講演者	参加者
2024年 11月1日 14:50-16:20	「教育の一環としての学生支援とは—社会に守られる者から何かを生み出していく者へ—」 ※Zoomで同時配信 ※後日、オンデマンドで全教職員に配信	甲南大学 文学部 教授／日本学生相談学会 元理事長 高石 恭子 氏	(対面) 30名 (オンライン) 147名 (オンデマンド) 52名

(2) その他

教職員の専門性向上や障害学生支援体制の充実化のために以下のものを実施した。

日時	活動内容
2024年5月14日	教職員向けエビペン講習会
2024年5月24日	役員連絡会議「2023年度学生相談状況について」年間報告
2024年7月30日	スタッフ勉強会「大学生の自殺を予防するために」 講師：和歌山県立医科大学 岡村和哉 氏
2024年9月9日	スタッフ勉強会「学生から性暴力被害の相談があったら」 講師：NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうご 副理事 福岡ともみ 氏
2024年10月26日	キャリアセンター合同ミーティング「障害学生の就職支援について」
2024年10月30日	システム工学部 学生支援情報共有会
2024年12月22日	役員連絡会議「2024年度前期学生相談状況について」中間報告
2025年2月26日	学生相談ケーススタディ。総合相談窓口相談員（学務課学部・学環係長、学生支援課職員）と合同で実際の事例から支援内容を検討
2025年3月20日	教育学部教授会講話「学生相談・支援の状況について」

5. 学生交流活動

キャンパスライフ・健康支援センターでは、九州大学キャンパスライフ・健康支援センター 面高准教授のスーパーバイズに伴うプロジェクトの一環として、学生の孤立防止のための学生交流イベントを2024年度より開催している。開催したイベントの概要は以下の通りである。

(1) 学生交流ワークショップ「おさんぽの会」

4～6月,12月に、学生同士の交流の場を提供するためのイベントを開催した。各イベントの報告は以下の通りである。

■ 謎解き!?×おさんぽの会

日 程：令和6年4月26日（金）～5月31日（金）

会 場：和歌山大学キャンパスライフ健康支援センター及びキャンパス内

参加人数：24名

<概 要>

学内に隠れているわだにゃんを探すため、謎を解きながらポイントをお散歩するイベントを実施した。2チームに分かれてスタートし、謎が解けたら解答の場所へ移動し、そこで交流を目的とした簡単なミッションを行った。到着後は次の謎を解き、計4か所のポイントを巡る構成とした。

最終地点は健康支援センターとし、それまでに巡ったポイントの内容を使った最終謎に挑戦。最後にわだにゃんを発見し、ゴールとなる流れて行った。

ポイントは、普段あまり行く機会のない場所や、知っておいてほしい場所を中心に設定したが、2年生以上でも初めて訪れる場所があったようだった。謎解きには簡単なものからやや複雑なものも含まれていたが、分かったことを共有し合いながら進める中で、自然と参加者同士の交流が生まれていた。移動中もグループ全体で会話をしながらお散歩を楽しむ様子が見られた。



■ たなばた×おさんぽの会

日 程：令和6年6月27日（木）～28日（金） 12：30-13：00

会 場：和歌山大学 キャンパスライフ健康支援センター 及び 校内

参加人数：3名

<概 要>

お散歩をしながら、メインストリートに生えている笹を採り、七夕飾りを作成するイベントを開催した。前日に附属小学校を訪問し、大きな笹を譲ってもらい、その際に作成した飾りや願い事をその笹に飾った。笹はその後1週間、南1号館4階の入り口に設置し、通りかかった学生や職員が願い事を書き足せるようにした。

イベント当日は、学生3名とスタッフで、笹や作った飾りについて話をしながら交流を深めた。参加した学生からは、「小学生ぶりに作りました!」「楽しかったので誘ってもらえてよかったです。」といった感想があり、懐かしさや楽しさを感じる機会となった。



■ クリスマス飾りの材料を探す おさんぽの会&植物の寄せ植えとクリスマス飾り作り

日 程：令和6年12月16日（月）～12月20日（金）

会 場：キャンパスライフ・健康支援センター デイケア室

参加人数：17名

<概 要>

前半では「おさんぽの会」を開き、学内を散策しながら、飾りとして使いたい自然物の採集を行った。道中では「それぞれが好きな色のもを見つけよう!」といったミニゲームを取り入れ、毎回異なるルートでおさんぽを行った。採集の場面では、お互いに協力し合ったり、見つけたものをほめ合ったりと、自然な交流が生まれる活動となった。

後半では、植物の寄せ植えの準備をしていたものの、時間的な余裕がなかったことや学生からの希望がなかったことから、おさんぽで採集した自然物を使ってクリスマスリースを作成することになった。最初は飾り付けの方法に戸惑う学生もいたが、周りの学生の様子や事前に作成した見本などを参考にしながら、徐々にリース作りを進めていった。中には熱中してイベント終了後も装飾を続ける学生もおり、完成したリースはそれぞれ持ち帰ったり、センターの各所に飾ったりするなど、クリスマス当日が楽しみになるようなイベントとなった。



(2) 学生交流ワークショップ「秋のわだにゃん祭り」

日 程：令和6年10月11日（金） 12:30-13:00

場 所：和歌山大学 キャンパスライフ健康支援センター 及び メインストリート

参加人数：37名

<概要>

7月から作成していた「わだにゃん像」を囲ってのお祭りイベントを開催した。当日はメインストリートを通りかかる学生に声をかけ、おみくじ、輪投げ、射的、お菓子釣りなど縁日風の出し物を楽しんでもらった。なお、出し物の準備や当日の参加学生の案内などの対応をアミーゴの部屋の利用学生数名と共に行き、準備段階から一緒に活動した。

当日は、「わだにゃん像」を活用した呼びかけや積極的な声掛けの効果もあり、多くの学生が参加した。ゲームを通して歓声があがったり、参加者同士でアドバイスをし合ったりと、自然な交流が生まれるイベントとなっていた。



(3) 学生交流ワークショップ「運動の秋☆ヨガの秋」

日 程：令和6年11月19日（火） 12:30-13:00

会 場：和歌山大学 キャンパスライフ健康支援センター 及び メインストリート

参加人数：21名

<概要>

冬が近づき、肌寒くなりつつある中、身体をほぐし、心身の健康を保つことを目的として、ヨガを行った。学内の資格所有者が講師となり、足をほぐすところからストレッチを行い、簡単なヨガのポーズを行った。天候にも恵まれ、太陽の下屋外で行うことができ、飛び込みの参加者は教職員も含めて大勢参加し、それぞれの身体と向き合う30分間となった。スペシャルゲストとしてわだにゃんにも参加いただいた。



(4)学生交流ワークショップ「Dance Dance Belly Dance!!!」

日 程：令和7年3月14日（金） 12:30-13:00

場 所：キャンパスライフ・健康支援センター前広場

参加人数：3名

<概 要>

年度も終盤に入り，新年度や新生活に向けた不安が高まる時期ということで，「身体から元気になっていこう！」をテーマにベリーダンスを行った。教養教育部門の梅田先生を講師としてお招きし，ベリーダンスの基礎的な動きや，ボールを使って身体感覚を刺激する動きなどを体験した。日常の体の緊張をゆるめ，心身を解放させる活動となった。



(5)定期開催：学生教職員合同ラジオ体操イベント

日 程：毎週木曜日

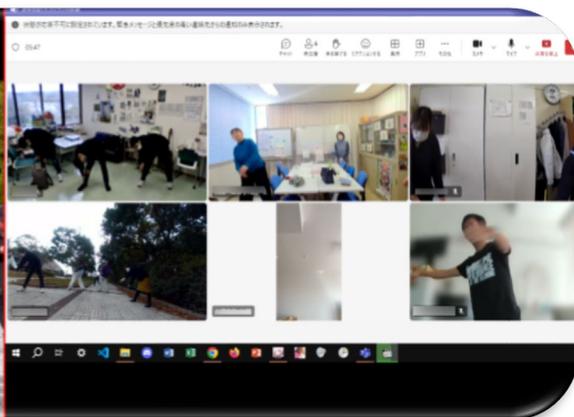
場 所：キャンパスライフ・健康支援センター デイケア室（オンラインでも同時配信）

参加人数：延べ154名（11月～3月）

<概 要>

キャンパスライフ・健康支援センターでは，学生および教職員の健康増進を目的に，毎週木曜日にラジオ体操イベントを実施している。和歌山大学のマスコットキャラクター「わだにゃん」がラジオ体操をする様子を収録した動画を制作し，昼休みの時間帯にキャンパスライフ・健康支援センターのデイケア室で上映することで，学生と教職員と一緒に体を動かせる機会を提供している。また，オンラインでも同時配信することで，他大学の教職員も参加可能な形にしている。

もともとは，夏季休暇中に自宅にこもりがちになる学生の健康維持を目的として企画されたが，参加者から好評を得たため，現在では通年の定例イベントとして継続されている。参加者からは「昼休みに気分転換できる」「教職員や学生と気軽に交流できる場になっている」といった声が寄せられており，心身のリフレッシュに加え，立場や組織の枠を越えた繋がり形成にも寄与しており，誰もが無理なく健康づくりに取り組めるインクルーシブな環境づくりの一環となっている。



○各イベントポスター

新入生歓迎



キャンパスライフ健康支援センター主催
学内交流ワークショップ

謎解き？ × おさんぽの会

前回開催して人気だったお散歩の会に謎解き要素が加わってリニューアル！？和歌山大学の構内をみんなで一緒に散策してみませんか？新しい交流を広げてみたい人、お散歩好きな人、新入生だけでなく、上回生の皆さんの参加も歓迎します。お昼休みにみんなで和大に隠された謎を解きに行きましょう！

4月26日（金）12:30～13:00
4月30日（火）12:30～13:00

- 集合場所 キャンパスライフ・健康支援センター入口（南1号館4F）
- 時間 12:30 ～ 13:00（雨天中止）
- 申込方法 横のQRコードを読み取って申し込み下さい
- 申込期限 両日ともイベント前日の12時まで

お問い合わせ先
キャンパスライフ・健康支援センター（南1号館4F）
電話 073-457-7155 メール shien@ml.wakayama-u.ac.jp



キャンパスライフ健康支援センター主催
学内交流ワークショップ

秋のわだにゃん祭り

後期のスタートをお祭りで盛り上げませんか？7月に作った「わだにゃん神輿」を囲んでみんなで盆踊り大会を予定しています。うちわ作りも同時に体験してもらえます。この日限定の「わだにゃんおみくじ」も登場します。ぜひ遊びに来てね。

10月11日（金）12:30～13:00

- 集合場所 キャンパスライフ・健康支援センター入口（南1号館4F）
- 時間 12:30 ～ 13:00（時間内出入り自由）
- 申込方法 横のQRコードを読み取って申し込み下さい
- 申込期限 イベント直前まで

お問い合わせ先
キャンパスライフ・健康支援センター（南1号館4F）
電話 073-457-7155 メール shien@ml.wakayama-u.ac.jp

キャンパスライフ健康支援センター主催
学内交流ワークショップ

**運動の秋☆
ヨガの秋！**



初心者向け 一緒にヨガをしよう！
暑い夏がやっと終わり、少しずつ過ごしやすい秋がやってきましたね。
食欲の秋、芸術の秋、読書の秋、、、
いろんなことを楽しめる秋。
秋空の元、無理なく気持ちよく身体をほぐしませんか？

11月25日（月）12:30～13:00
（雨天の場合は室内で）

- 集合場所 キャンパスライフ・健康支援センター入口（南1号館4F）
- 時間 12:30 ～ 13:00（時間内出入り自由）
- 申込方法 下のQRコードから申込ください。（イベント直前まで）
- 注意事項 雨天の場合は屋外で行います。軽い運動のできる格好で、ぜひ！

お問い合わせ先
キャンパスライフ・健康支援センター（南1号館4F）
電話 073-457-7155 メール shien@ml.wakayama-u.ac.jp

大好評につきレギュラー開催！

毎週木曜日（授業開講日）
**12:45～
12:55**

**木曜日は
ラジオ体操だ！**

場所
キャンパスライフ・健康支援センター
（南1号館4階）

ラジオ体操で
身体をほぐそう！

オンライン参加も
可能です！



毎月かわいい
ラジオ体操カードを配布中！

お問い合わせ先：キャンパスライフ・健康支援センター
shien@ml.wakayama-u.ac.jp

6. 情報発信活動

(1) ホームページ

和歌山大学における障害学生支援の基本方針や規程、取り組み等の情報を発信するためにホームページを作成・公開している。アクセシビリティを考慮し、ホームから3クリック以内での到達、音声読み上げ等に対応している。また、本学の支援体制、合理的配慮の流れ、入学時の手続き、支援機器一覧、アクセス、連絡先等が明記されている。

○キャンパスライフ支援部門 トップページ

The screenshot shows the homepage of the Waseda University Campus Life Support Center. At the top, there is a navigation bar with links for 'Home', 'Contact Us', and 'Waseda University TOP'. Below this is a main banner area with a photo of two people shaking hands and the text 'キャンパスライフ支援部門'. A sidebar on the left contains a menu with items like 'Campus Life Support Department', 'Support System', 'For Students', 'For Prospective Students', 'For Faculty', and 'Access'. The main content area features a 'New Information' section with a list of recent events and reports, including dates and titles such as '令和6年度障害学生支援サポーター養成講座について' and '学内交流ワークショップ「たなぼた×おさんぼの会」-6月'.

(2) 障害学生支援ガイドブック



本部門では、障害学生支援について解説したマニュアルを「教職員向け障がい学生支援ガイド」として作成し2016年より配布している。(新規採用の非常勤講師にも随時配布)。また、2019年度には、デザイン・内容ともに大幅に見直し、「障害学生支援ガイドブック」として全面改訂した。

(3) 「障害学生支援室」リーフレット



新入生ガイダンスにおいて、新入生にキャンパスライフ支援部門 障害学生支援室の理念や支援体制について解説したリーフレットを配布している。

(4) 「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」リーフレット

日本財団助成の「日本の高等教育機関における障害学生支援に係るリーダー育成海外研修」の取り組みの一環として、2018年度に障がい学生支援部門・保健センター・キャリアセンターの3機関で、支援の流れと各機関の概要をまとめた。学生を各機関につなげたいと考えている教職員向けに、利用方法や窓口を明記している。※公開対象は教職員のみ。



「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」

キャンパスライフサポートルーム・保健センター・キャリアセンターの3機関で、「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」への取り組みのひとつとして、支援の流れと各機関の概要をまとめた。この取り組みは、日本財団助成の「日本の高等教育機関における障害学生支援に係るリーダー育成海外研修」の一環として行われたものです。

学生を各機関につなげたいと考えている教職員のみを対象に、利用方法を明記していますので、ご利用ください。なお、この情報は、教職員限定です。

困り感のある学生・障害のある学生に対する修学支援の流れ



キャンパスライフサポートルーム（障がい学生支援部門）

理念	基本的人権を擁護し、障害を理由とする差別の解消に資する法律の基本理念に基づき、障害を有する学生を支援し、修学のための必要かつ適切な支援を積極的に行う理念を掲げ、誰がいても学ぶ機会を確保し、修学のための必要かつ適切な支援を積極的に行う理念を掲げ、誰がいても学生の自立及び社会参加へ向けて総合的な支援を遂げる。加えて、障害の有無や程度によって分け隔てられることなく、大学構成員が相互に人権と個性を尊重し合い、共生社会としての大学を目指す。〔和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的事例より〕
組織編成	障害のある学生が平等に修学の機会を得るために、必要な環境整備を各部門と連携して行う。また、主に修学に関して困り感のある学生への対応とする。 障害という言葉に届かない学生もいるため、学内では「キャンパスライフサポートルーム」という役割を担っている。 【スタッフ】4名 特命委員（講師・臨床心理士・公認心理師） 吉川謙紀（兼任職員） 井上和郎（専任職員） 田中希哉（事務補佐員）
業務内容	① 学生への修学に関する支援 個別相談、関係部署と連携、教職員相談、保護者相談 ② 障害のある学生の合理的配慮の申請（※：試験特設委員会、別室受験等） ③ 支援物資の貸出（ノイズキャンセリングヘッドホンなど） ④ 障害学生支援に関する学内活動（大学構成員・学生・地域） ⑤ 障害学生を支援する学生サポーターの育成 【相談】 ● パソコンリイクなどの維持費が必要 ● レポート等課題を提出できない 単位が取れない ● 資格がむずかしい ゼミに出発できない 卒業研究に取り組みけない ● やる気がない 対人関係の困難 など 【支援対象】 ① 障害のある学生 ② 学業や大学生活に苦痛を抱える学生 〔年間50名以上の学生が来館〕
利用方法	【窓口】森 真衣子 1 基本予約制 メール（ gl100@wku.ac.jp ）か電話（073-457-7158）で予約 2 〒1 専任4名に面談室を確保 3 必要に応じて各教職員と連携をし、支援を行う

(5) 新入生・留学生ガイダンス

毎年の新入生ガイダンスにて、キャンパスライフ支援部門（学生相談室/障害学生支援室）に関する周知や合理的配慮に関する知識を発信している。また、2019年度からは留学生も対象としており、2024年度も実施した。

7. 地域・就労支援機関との連携

キャンパスライフ・健康支援センターでは、障害のある若者や困り感のある若者の地域社会参加へ向け、地域の各機関との連携を進めている。また、支援のより一層の向上を目的に、2018年度より毎年「タウンミーティング」というイベントを開催し、地域の就労支援機関等を招いて情報共有等を行っている。また、キャリア支援室と協力し、地域の行政機関や企業と、障害学生の就職先の開拓や就労に関わる意見交換・打ち合わせ等を数回実施した。

(I)第7回タウンミーティング

- ◆日 程：令和6年9月3日（火）13：30～17：00
- ◆会 場：和歌山大学 東1号館 1階 E1-102 教室
- ◆参加機関名：和歌山県こども支援課, ハローワーク和歌山紹介サービス第三部門, 若者サポートステーション With You わかやま, 若者サポートステーション With You 南紀, NPO 法人 Peer 心理教育サポートネットワーク, 和歌山障害者職業センター, わかやま就職支援センター（はたらコーデわかやま）, 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 和歌山支部, NPO 法人和歌山保健科学センター, 一般社団法人フクラボ, ディーキャリア和歌山オフィス, 就労移行支援事業所 ウェルビー 和歌山市駅前センター, 紀陽ビジネスサービス株式会社, トランスコスモス株式会社, セイコーメディカル株式会社, (株)湊組, 剤盛堂薬品株式会社, 株式会社 オプラスサービス, 和歌山県中小企業家同友会, 菱岡工業株式会社, 東京医療保健大学 和歌山看護学部, 和歌山県立医科大学医学部 教養・医学教育大講座, 桃山学院大学 学生支援課キャンパスソーシャルワークセンター, 和歌山大学.
- ◆参加者数：45名（学外29名 学内16名） 計24機関（その内、企業は8社）
- ◆プログラム：全体司会 キャンパスライフ・健康支援センター 西谷 崇
13：30 挨拶 和歌山大学 キャンパスライフ・健康支援センター長 小河 健一 教授
13：35 「本学における障害学生の修学支援の状況」
和歌山大学 キャンパスライフ・健康支援センター 森 麻友子 准教授
「本学における障害学生の就職支援の状況」
和歌山大学 キャリアセンター 谷 真里 主任
13：45 話題提供「障害者雇用における取組みと事例について」
菱岡工業株式会社 代表取締役 岡田 亜紀 氏
14：15 質疑応答
14：25 休憩
14：35 グループディスカッション（司会：和歌山大学 本庄 麻美子准教授）
16：30 交流会・名刺交換会
17：00 閉会
- ◆後 援：和歌山県, 和歌山県中小企業家同友会, 一般社団法人フクラボ, 剤盛堂薬品株式会社
- ◆概 要：

今回のミーティングは、障害者雇用に積極的に取り組む地元企業からの話題提供および多職種でのグループディスカッションを主軸に実施した。まず、菱岡工業株式会社代表取締役の岡田様より、発達・精神障害を中心とした障害者雇用の事例紹介および職場定着に向けた取り組みなどに関する話題提供があった。その後、グループディスカッションを行い、後援機関の方にファシリテーターを委ね、前半は同業種で、後半は他業種でグループを組み、就労に関する課題と解決策をテーマに意見や解決策を出し合い、最後に全体発表で各グループで話し合った内容を共有した。

参加者からは「菱岡工業様のお話を興味深く拝聴いたしました。社員の方に寄り添った取り組みが素晴らしいと感じました」、「今年はディスカッションが3回あったので、自身の考えや周りの意見・情報を俯瞰的にとらえることができました」、「様々な立場の方たちから色々な意見や役立つ情報を聞くことができ、たいへん勉強になりました」などの感想が寄せられた。



話題提供（写真）



グループワーク（写真）

<連携機関一覧>

- ・和歌山県経営者協会就職支援センター
- ・和歌山県中小企業家同友会
- ・就労移行支援事業所～キセキの杜～ ジョブステーション 和歌山事業所
- ・若者サポートステーションわかやま (県)・きのかわ(県)・南紀(県)
- ・和歌山県若者総合相談 with you
- ・和歌山労働局職業対策課
- ・和歌山県環境生活部 県民局青少年・男女共同参画課
- ・和歌山市 障害者支援課
- ・和歌山公共職業安定所 ハローワーク和歌山
- ・和歌山障害者職業センター (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部)
- ・ジョブカフェわかやま(県)
- ・和歌山市産業交流課産業部産業政策課
- ・就労移行支援事業所マイパレット(社団法人和乃絆)
- ・和歌山県発達障害者支援センターポラリス(社団法人愛徳医療福祉センター)
- ・株式会社エンカレッジ
- ・Pleasure Support 株式会社
- ・すてっぷ・ぽーとわかやま
- ・NPO 法人和歌山保健科学センター
- ・ウェルビー株式会社 和歌山市駅前センター
- ・株式会社リテラル 就労移行アップル梅田 就労継続支援B型 メープル関西
- ・就労移行支援事業所ディーキャリア etc...

(2) 支援を要する学生向けインターンシップの開催

- ◆日程：2022年5月～
- ◆提携先：株式会社リテラル

キャンパスライフ支援部門では、2022年度より、大阪市梅田にあるシステム受託開発会社、株式会社リテラルと協力し、発達・精神障害のある学生やコミュニケーションに困り感のある学生、休学中の学生等が参加可能なインターンシップを開催している。本インターンシップでは、IT・自立・農業の3つのコースを選択でき、障害特性やコミュニケーションに関するサポートを受けながら、職業体験ができる。夏休み期間と春休み期間に実施しており、2024年度は本センターの利用学生計10名が参加した。参加学生からは「自分の特性に関する自己理解が大幅に進んだことを感じた」「社会人としてのマナーや自分の強みについての理解が深まり、これからの就職活動に活かせる良い機会になりました」などの感想が寄せられた。

企業 & 福祉 連携プロジェクト
はたらくことへ不安を感じている学生のためのインターンシップ
 今すぐ就活したい！
 けど焦りたくない方の為に

■主催：株式会社リテラル
 ミント大阪

対象 うつや発達障がいや理由で就業体験や就職活動に不安をお持ちの学生の方(大学・専門学校・高校)

期間 春季休暇の期間中(2月16日～3月15日)

日時 オンライン説明会の日程はお申込み後に案内いたします

定員12名
 参加できます

想定する成果
 ・仕事体験を通して、**はたらくイメージ**を持つことができる
 ・インターンを通して、**自分の持ち味**を発見できる

コース内容	実施事業所	こんな方におススメ
社会人体験コース スタッフ補助という形で利用者対応に必要で、仕事に必要なコミュニケーション能力向上や、接客を含めた自己理解を促します。また、障害者雇用やサービスの知識習得も行うため、広い視野で就職活動を行えるようになります。	福祉事業型専攻科 ミント大阪 (大阪市北区) ミント大阪	自分に自信が持てない コミュニケーションに課題がある 生活リズムを安定させたい 自分の強みや弱みを知りたい
社会人+ITコース ミント大阪にてIT業務体験をし、社会人の働き方や必要なスキルを学びながら、自分の強みや弱みを発見する機会があります。また、ITスキルを学ぶ機会があるため、ITスキルを学ぶ機会が豊富です。	伊賀プロジェクト 学芸大学 大阪府立 天祥高等学校 新大阪・中野 (ミント大阪)	ITスキルを学ぶ機会が豊富 学芸大学や新大阪・中野 の強みや弱みを発見したい 自分の強みや弱みを発見したい

〒530-0026
 大阪市北区神山町6-4 AXIS梅田ビル7階 株式会社リテラル
 お問い合わせは info@litera.jp 迄メールをご送付ください

株式会社リテラル・就労支援事業所・各コース内容は画像をご覧ください

募集ポスター(表)

はたらくことへ不安を感じている学生のためのインターンシップ

株式会社リテラル
 大阪府下にあるシステム開発会社です
 システム開発以外にIT・自立・農業の就労支援事業も
 大阪府下に3施設運営しています

コース内容	実施事業所	こんな方におススメ
ITコース 皆さんもITスキルを身につけて、IT業界で活躍してみませんか。IT業界は、ITスキルを身につけた人を中心に活躍の場が広がります。また、ITスキルを身につけた人は、IT業界で活躍する機会があります。また、ITスキルを身につけた人は、IT業界で活躍する機会があります。	伊賀プロジェクト 学芸大学 大阪府立 天祥高等学校 新大阪・中野 (ミント大阪)	ITスキルを学ぶ機会が豊富 学芸大学や新大阪・中野 の強みや弱みを発見したい 自分の強みや弱みを発見したい
社会人体験コース ミント大阪にてIT業務体験をし、社会人の働き方や必要なスキルを学びながら、自分の強みや弱みを発見する機会があります。また、ITスキルを学ぶ機会があるため、ITスキルを学ぶ機会が豊富です。	伊賀プロジェクト 学芸大学 大阪府立 天祥高等学校 新大阪・中野 (ミント大阪)	ITスキルを学ぶ機会が豊富 学芸大学や新大阪・中野 の強みや弱みを発見したい 自分の強みや弱みを発見したい

オンライン説明会・インターンのお申し込みは
 QRコード、下記リンクより お申し込みいただけます
<https://forms.gle/X1zVizKr5YzsF7Wb8>

募集ポスター(裏)

(3) 学生向け就労イベント「就労について考える」

就職活動をスムーズに進めることが難しい学生が就労に向き合う機会を提供するために「就労について考える」というイベントを開催し、学生に対して障害者雇用に関する基礎知識や就職活動の流れに関する情報提供を行った。学内キャリアセンターや若者サポートステーション、就労移行支援事業所に講師派遣を依頼して行った。開催状況は以下の通りである。

日時	内容	講演者	参加者
2024年9月24日 13:00-15:00	第1回「若者の就労について/サポートステの利用方法と事例紹介」	若者サポートステーション With You わかやま コーディネーター	学生4名 教職員6名
2024年11月18日 13:00-15:00	第2回「就労移行支援事業所の利用方法/企業での合理的配慮の実例」	就労移行支援事業所 ディーキャリア和歌山 オフィス 職業指導員	学生5名 教職員5名
2025年1月7日 13:00-14:30	「エントリーシートの書き方/キャリアタス UC を利用した求人情報の探し方」	和歌山大学 キャリア支援係 キャリアカウンセラー	学生4名 教職員5名



8. 他機関で開催された研修会・講習会への主な参加状況

支援体制の充実化のために、JASSO や AHEAD, KSSK 等が開催する研修会を中心に他機関が開催する障害学生支援に関する研修会や講演会にスタッフが定期的に参加している。

○参加状況

- ・日本学生相談学会第42回大会「大会特別講演等」、一般社団法人日本学生相談学会。
- ・2024年度大学主催春季人権問題講演会「インクルーシブな風土の醸成を目指して～多様性の理解を深化させるため大学が果たすべき役割とは～」、関西学院大学人権教育研究室。
- ・第155回例会講演『大学に行けない学生たち』部会研究Ⅰ 神谷先生『休学者を対象とした福祉プログラム』、近畿学生相談研究会 (KSCA)。
- ・令和6年度障害学生支援実務者育成研修会(基礎プログラム)、日本学生支援機構 (JASSO)。
- ・第61回学生相談セミナー「留学生支援(受け入れ・送り出し)と異文化間交流の拠所」、一般社団法人日本学生相談学会。
- ・令和6年度第1回地域若者支援連絡会議、和歌山県環境生活部・若者サポートステーション。
- ・「現代の思春期・青年期の心理臨床ーネットやサブカルチャーの意味を考えるー」、神戸女学院大学カウンセリングルーム。
- ・日本心理臨床学会 第43回大会、一般社団法人日本心理臨床学会。
- ・HEAP 障害学生支援・専門職プログラム「次世代を担うコーディネーターのためのトレーニングセミナー」、京都大学高等教育アクセシビリティプラットフォーム (HEAP)。
- ・AHEAD JAPAN CONFERENCE 2024 (第10回全国大会)、一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会 (AHEAD JAPAN)。
- ・第33回関西障がい学生支援担当者懇談会 (KSSK)、公益財団法人 大学コンソーシアム京都。
- ・高橋敬音 Rolf 講習～大学生のための読み書き検査を学んでLDを支援する～、一般社団法人読み書き配慮。
- ・インクルージョン支援推進室員研修、DEI 推進本部、インクルージョン支援推進室。
- ・FD/SD 研修会「学生相談と障害学生支援の相補性」、筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局。
- ・教育機関・支援機関の担当者向け「大阪市職業リハビリテーションセンター・大阪市職業指導センター」職業訓練説会、大阪市職業リハビリテーションセンター。
- ・アクセント株式会社 障がい者向け長期インターンシップ「事前説明会」、KindAgent 株式会社 長期インターンシップ事務局。
- ・第62回全国学生相談研修会、一般社団法人日本学生相談学会。
- ・第5回国際障害インクルージョンシンポジウム(IDIS)、東京大学 障害と高等教育に関するプラットフォーム (PHED)、東京大学先端科学技術研究センター。
- ・教育関係共同利用拠点令和6年度第4回FD/SD研修会「高等教育の学生支援におけるDE&Iの実践モデルを考える」、筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局 (BHE)。
- ・「真のインクルーシブな職場を目指して」～現在の「障害者雇用」を多角的に考える～、長崎大学障がい学生支援室。
- ・第20回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム- PEPNet-Japan20年の軌跡と聴覚障害学生支援の未来-、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan) 国立大学法人筑波技術大学。
- ・令和6年度 学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー「大学等における防災と学生支援」、日本学生支援機構 (JASSO)。
- ・2024年度ろう者学トーク研修、全6回、筑波技術大学。
- ・令和6年度障害学生支援大学長連絡会議、筑波技術大学。
- ・アドバンスドセミナー「摂食障害のある学生を支援すること」、京都大学 学生総合支援機構 障害学生支援部門(DRC)。
- ・PHED 参加機関情報交換会「どこまでやってる? 就労支援ーホンネで語ろう!ー」、東京大学 障害と高等教育に関するプラットフォーム(PHED)。
- ・HEAP 障害学生支援・専門職プログラム「コーディネーター育成研修(高度専門職プログラム)」、京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォーム (HEAP)。
- ・若手コーディネーター2024年度振り返り会、京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォーム (HEAP)。
- ・自立訓練事業所 encourage doors 北兵 実践報告会、株式会社エンカレッジ。
- ・第34回関西障がい学生支援担当者懇談会(KSSK) 「今大学で工夫している点(去律の変遷に従って)」、公益財団法人大学コンソーシアム京都。

9. 他機関で開催された研修会等での講師派遣・メディア出演

○研修会等での派遣状況

- ・AHEAD JAPAN CONFERENCE 2024 (第10回全国大会)「障害学生支援のマネジメントー「個」に対応する支援体制のアプローチ」, 一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会 (AHEAD JAPAN), 森准教授が講師を担当。(2024年8月)
- ・人権研修「大学における学生支援の実際ー障害者差別解消法の改正の機会をとらえてー」, 和歌山県人権尊重の社会づくり協定締結企業団体, 森准教授が講師を担当。(2024年8月)
- ・研修会「障害者差別解消法施行以降の発達障害学生の支援とは?~学生相談の役割を考える~」, 京都大学学生総合支援機構 学生相談部門, 森准教授が講師を担当。(2024年8月)
- ・メンタルヘルス講演会「組織で実践する「発達障害のある学生への修学支援」ー合理的配慮の義務化に伴う教職員の役割ー」, 信州大学総合健康安全センター, 森准教授が講師を担当。(2024年9月)
- ・「PHED 参加機関情報交換会『どこまでやってる?就労支援ーホンネで語ろう!ー』」, 東京大学 障害と高等教育に関するプラットフォーム(PHED), 森准教授が話題提供を担当。(2025年2月)
- ・「コーディネーター育成研修(高度専門職プログラム)」, 京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォーム (HEAP), 森准教授が講師を担当。(2025年2月)

○メディア出演

- ・WBS 和歌山放送「ラジオ:亀山直美の、ごきげんよう」, コーディネーターの小馬職員がゲストとして参加。大学における障害学生支援について紹介した。(2025年1月12日, 2月9日)

10. 主な年間の活動

	活 動 概 要
4月	留学生向けガイダンス 履修登録支援 学生交流イベント「お散歩の会」
5月	「教育学部基礎セミナー」講話 学生交流イベント「ミッション×おさんぽの会」
6月	システム工学入門セミナー 障害学生支援サポーター養成講座 学生交流イベント「たなばた×おさんぽの会」
7月	「ジェンダー論」講話 学生交流イベント「わだにゃん神輿を作ろう」 カウンセラー勉強会「大学生の自殺予防について」
8月	学生交流イベント「和紙でおめん・うちわを作ろう」 Well-being ピア・サポーター説明会 カウンセラー勉強「事例検討会」
9月	メンタルヘルス研修旅行「レゴ®・シリアスプレイ®」 第7回タウンミーティング 学生交流イベント「夏だ！ラジオ体操だ！」 学生向けイベント「第1回就労について考えよう！」 カウンセラー勉強会「学生から性暴力被害の相談があったら」 留学生向け ガイダンス 履修登録支援
10月	教養科目「障がい学生支援概論」開催 学生交流イベント「秋のわだにゃん祭」
11月	多様な学生の支援を考えるFD/SD研修会 学生向けイベント「第2回就労について考えよう！」 学生交流イベント「運動の秋☆ヨガの秋！」
12月	学内バリアフリー調査 学生交流イベント『おさんぽの会』『クリスマス飾り作り』 「学生生活の危機管理」講話 「キャリア・デザイン入門Ⅱ」講話
1月	学生向けイベント「第3回就労について考えよう！」
2月	—
3月	バリアフリーマップ更新作業 学生交流イベント「DANCE DANCE BELLY DANCE!!!」

※センター内でのカンファレンス，学生情報共有会，事例検討会や修学支援に関わる各部署との連携および学部の教職員との情報共有会などは年間を通して定期的実施している。

※研修会の開催時期は毎年，流動的である。

11. 支援機器一覧

機器名等	台数	対象となる 主な障害種	用途, 使用方法等	保管場所
活字認識ソフト (e.Typist v.15.0)	1	共通	スキャナなどを利用して活字文書を画像データとして取り込みテキストデータに変換できるソフト。	障害学生支援室
音声認識ソフト	1	共通		障害学生支援室
タブレット PC (iPad)	3	共通	Apple 社のタブレット。支援機器を用いるためのアプリが導入済。	障害学生支援室
IC レコーダー (ICD-UX560F)	2	共通	授業やゼミなどの音声の録音が可能。	障害学生支援室
デジタルメモ (ポメラ)	1	共通	ワープロ機。インターネット通信機能が無いため、試験等の場面でも使用できる。	障害学生支援室
ノートパソコン	6	共通	情報保障の支援等で学生が使用できる PC。Office 導入済み。	障害学生支援室
スマートペン(echo smartpen / Neo smartpen N2)	3	聴覚障害 発達障害	書字や図をデータ化し、スマホやタブレットで管理できるペン。音声も同時記録できる。	障害学生支援室
点字プリンタ (ESA72I Ver'95)	1	視覚障害	高品質な点字を印字できるプリンタ。通常の点字に加え、点図を作成することもできる。	障害学生支援室
立体コピー機 (PIAF)	1	視覚障害	専用の用紙に触図を作成する機械。図形が立体的に盛り上がり、指先で触知できる。	障害学生支援室
拡大鏡	1	視覚障害	レンズを通して、文字や文章を拡大して見ることができる。	図書館
携帯型電子ルーペ (minimax)	1	視覚障害	小型の電子ルーペ。白黒の色の反転ができ、見えやすくできる。	障害学生支援室
拡大読書器	2	視覚障害	文章や写真を拡大して画面に表示することができる。	図書館 台 障害学生支援室 台
点字ディスプレイ (BrailleMemo SMART 40)	1	視覚障害	点字や墨字のデータを読みとれる機械。パソコンに接続すれば、スクリーンリーダーと協力してパソコンの操作をサポートできる。	障害学生支援室
デジタル録音図書 再生機(プレクスト ークポケット PTPI ver.5)	1	視覚障害	読みたい箇所を検索し、専用形式の録音図書を再生できる。テキストファイルの読み上げや、音声ファイルの再生も可能。	障害学生支援室
音声読上ソフト (PCTalker7Ⅲ)	2	視覚障害	Windows の操作を音声で案内するソフト。	教育学部 台 障害学生支援室 台

点訳ソフト(EXTRA for Windows Version 6)	1	視覚障害	文書を自動的に点字のデータに変換し、点字としての編集作業を行うことのできるソフト。	障害学生支援室
点字器(S-18 標準型点字器)	1	視覚障害	卓上型で、2行定規、点筆、専用ケースが付属している。	障害学生支援室
表面作図器	1	視覚障害	ビニール製の作図用紙表面にボールペンで書いた図形や文字が浮き上がるため、描きながら指先でたどれる器具。	障害学生支援室
筆談器(JIKKY SUPER LIGHT)	1	聴覚障害	磁気式メモボード。口頭での会話が難しい際に用いる。	障害学生支援室
ロジャータッチスクリーンマイク	1	聴覚障害	フォナック社の音声送信機。卓上に置くと人の声を優先的に集音。ストラップを用い首からかけて、集音することもできる。	障害学生支援室
ロジャーパスアラウンドマイク	1	聴覚障害	フォナック社の音声送信機。タッチスクリーンマイクの子機として、受信機に音声を届ける。	障害学生支援室
ロジャーペン	1	聴覚障害	フォナック社のペン型音声送信機。本体の傾きにより、最適な收音スタイルを選べる。	障害学生支援室
ロジャーマイリンク	1	聴覚障害	フォナック社の音声受信機。首にかけてTコイル内蔵補聴器、人工内耳と接続できる。	障害学生支援室
ロジャーフォーカス	2	聴覚障害	音声受信機。話し声を耳に直接届け、雑音、反響による影響を低減させることができる。	障害学生支援室
ノイズキャンセリングステレオヘッドセット(WL-C600N)	1	聴覚障害	雑音を軽減するヘッドセット。外音をコントロールすることで、耳への負担を軽減する。	障害学生支援室
手動車椅子	13	肢体不自由		障害学生支援室2台 健康支援部門3台 図書館2台 教育学部1台 経済学部3台 システム工学部1台 観光学部1台
車椅子用机, テーブル	15	肢体不自由		図書館1台 経済学部9台 学務課5台
階段昇降機	1	肢体不自由	階段を昇り降りするためのリフト。足が不自由でも椅子に腰を掛けたまま階段の昇降ができる。	施設整備課1台
簡易スロープ	1	肢体不自由	小さな段差に使用できる掛け外し	障害学生支援室

			可能なスロープ。	
電動カート	1	肢体不自由		学生センター1台
ベルカ ワンタッチ式救護担架 SB-180	2	肢体不自由 病弱・虚弱	災害等でエレベータが使用不可な際に階段を使用して避難できる。	障害学生支援室
ワイヤレスイヤホン(Bose QuietComfort® Earbuds II)	1	発達障害	聴覚過敏を示す発達障害学生用のノイズキャンセリングイヤホン。周囲の雑音を取り除き音声のみを強化することが可能。	障害学生支援室
イヤープラグ(Loop Experience2)	3	発達障害	聴覚過敏を示す発達障害学生用の耳栓。クリアな音質を保ちながらノイズを低減，聴力を保護する。	障害学生支援室
吸音ブース	2	発達障害	勉強スペース用のブース。吸音性の高いパネルでブース内の音が反響しない為，音漏れのストレスを軽減する。	障害学生支援室

参 考 资 料

和歌山大学 Well-being 機構キャンパスライフ・健康支援センター規則

制定 平成16年4月1日
法人和歌山大学規程第69号
最終改正 令和6年3月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学 Well-being 機構キャンパスライフ・健康支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学生及び教職員の健康の保持増進及び相談支援、障害のある学生（以下「障害学生」という。）の修学支援に関する専門的業務を一体的かつ総合的に行うことで、和歌山大学（以下「本学」という。）における適切な修学・就労環境を確保することを目的とする。

(部門及び業務)

第3条 センターに、健康支援部門及びキャンパスライフ支援部門を置く。

2 健康支援部門は、次の各号に掲げる業務を行う

- (1) 健康支援に関する企画立案及び実施
- (2) 定期及び臨時的健康診断とその事後措置
- (3) 健康相談及び指導
- (4) 精神衛生相談及び助言
- (5) 環境衛生及び伝染病の予防に関する指導
- (6) 救急措置
- (7) 健康支援に関する調査研究
- (8) その他健康支援に関する業務

3 キャンパスライフ支援部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生相談及び障害学生支援に関する企画立案及び実施
- (2) 学生の修学、適応、進路上の相談対応
- (3) 障害学生支援に係るコーディネート
- (4) 学生の修学上の問題に関わる教職員からの相談対応
- (5) 障害学生の支援者養成及び派遣
- (6) 学生相談及び障害学生支援に関わる学内外の組織との連携及び協力
- (7) 学生相談及び障害学生支援に関する調査研究
- (8) その他学生相談及び障害学生支援に関する業務

4 健康支援部門及びキャンパスライフ支援部門に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員
- (4) センター員
- (5) 看護師又は保健師
- (6) その他の職員

2 センターは、カウンセラーを委嘱し、配置することができる。

(センター長等)

第5条 センター長及び副センター長は、本学のセンター専任教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。

2 センター長及び副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長又は副センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第6条 専任教員は、センターの専門的業務を処理する。

2 センターの専任教員は、医師及び臨床心理士をもって充てる。

(センター員)

第7条 センター員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学部選出教員 各学部 1名
- (2) 学環選出教職員 1名
- (3) 教養教育部門選出教職員 1名
- (4) 学生支援課長
- (5) 学務課長
- (6) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第1号から第3号の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(学校医)

第8条 センターに、学校医を置く。

2 学校医は、保健管理に関する専門的業務を行う。

3 学校医は、医師をもって充てる。

(運営委員会)

第9条 センターに関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第10条 センターの事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、センター長が学長の承認を得て別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行後における所長は、任期途中の者にあつては施行日前日の者とし、その任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1122号）

この改正規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1310号）

1 この改正規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則施行後に最初に任命される副所長の任期は、平成25年3月31日までとする。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1511号）

この改正規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月10日一部改正：法人和歌山大学規程第1556号）

この改正規則は、平成26年9月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1963号）

この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日一部改正：法人和歌山大学規程第2094号）

この改正規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和4年6月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2465号）

この改正規則は、令和4年6月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2582号）

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2656号）

この改正規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2745号）

この改正規則は、令和6年4月1日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的な方針

平成26年4月1日 学長裁定
令和7年3月28日 最終改正

I. 基本理念

和歌山大学（以下「本学」という。）は、多様な学生が、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の形成に寄与することを目指し、全ての学生の学びと成長の機会を確保するための取り組みを行う。この理念を背景として、障害のある学生（以下「障害学生」）に対する支援を推進し、個々の障害学生の権利保障を行うことに務めるものである。また、こうした取り組みが、より開かれた大学として、本学の価値や魅力を高める重要な要素であり、地域共生社会の実現に資するものであると認識し、教職員（非常勤職員を含む。以下「教職員」という。）が能動的且つ確実に取り組むものとする。

II. 目的

本方針は、教職員が障害学生支援に関する共通認識をもち、適切な支援を行うために定める。なお、障害学生支援に関する詳細な事項は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領」を参照する。

III. 支援体制について

本学の障害学生支援において、合理的配慮を含む修学支援の主たる責任は、障害学生が所属する学部・学環・研究科等（以下「学部等」という。）が担うものとする。ただし、支援の検討範囲は、修学上必要となる合理的配慮の提供等に限らず、入試、学校行事、正課外の活動、就職活動等、教育研究に関する全ての事項に及ぶ。そのため、各部局がそれぞれの機能の範疇において、障害学生支援に主体性をもって取り組んでいく必要がある。

これらの障害学生支援を安全かつ適切に遂行するために、キャンパスライフ・健康支援センターキャンパスライフ支援部門（以下「支援部門」という。）が窓口となり、専門的な知見に基づいた助言・連携を実施し、障害学生とそれに対応する教職員への支援を行う。

IV. 「不当な差別的な取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」

2016年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、国立大学において、障害者への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」が義務付けられている。それに基づき、本学教職員は、学修の主体が障害学生本人にあることを踏まえ、当人の意向を尊重しつつ、個々の状態・特性等に応じた合理的配慮を提供する。本学における合理的配慮の流れは次の通りである。

① 障害学生本人が申請書および根拠資料を

支援部門に提出する。

- ② 支援部門と学部等が配慮内容の必要性和妥当性について検討・協議する。この過程において障害学生本人との相談や調整等が必要な場合は、適宜、建設的対話を行う。
- ③ 支援部門が学部等に協議の結果を通知する。
- ④ 学部等が合理的配慮の提供について、最終決定を行い、授業担当教員および支援部門に通知する。その後、支援部門から障害学生本人に通知する。
- ⑤ 授業担当教員が障害学生本人および必要に応じて支援部門や学部等と相談しつつ、通知内容に基づいて具体的な調整を行い、合理的配慮を実施する。

V. 障害学生支援における留意点

- ・障害学生への個別対応のみならず、障害を理由に学生の教育を受ける権利が不当に損なわれないよう、基本的な環境を整備し、権利保障の基盤を形成するために尽力する。
- ・合理的配慮において、障害学生のニーズは時期や環境に応じて変化していくため、障害学生の現状や環境の変化等を把握しつつ、慣例や前例に囚われずに配慮を検討し、提供する必要がある。
- ・大学が社会参加に至る前の最後の教育機関となる可能性が高いことを踏まえ、障害学生が自己理解を深め、セルフアドボカシー（自己権利擁護）の力を身に付けて自己決定できるように支援する。

VI. その他

- ・障害学生の個人情報については「国立大学法人和歌山大学における個人情報の保護に関する規程」に基づいて扱う。
- ・安定的かつ効果的に障害学生支援に取り組んでいくために、専門的な人材の育成・配置に努める。
- ・障害学生支援をより適切に実施するために、同分野のネットワーク（全国協議会、各種の拠点事業、地域ネットワーク等）を活用する。また、他大学や行政、労働・福祉機関、民間企業等の学外機関との連携を促進する。
- ・本方針については、社会情勢や環境の改善状況を踏まえつつ、関係者や諸機関との意見交換を基に、必要に応じて適宜見直すこととする。

附則 平成26年4月1日

この方針は、平成26年4月1日から施行する。

附則 令和元年5月13日

この改正方針は、令和元年5月13日から施行する。

附則 令和7年3月28日

この改正方針は、令和7年3月28日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する
和歌山大学教職員対応要領

制 定 平成28年 1月29日
法人和歌山大学規程 第1730号
最終改正 令和 7年 5月23日

(目的)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定)に即して、国立大学法人和歌山大学の教職員(非常勤職員含む。以下「教職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病等に起因する障害を含む。)(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、又は障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。また、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持

等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければならない。その際、教職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

- 3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければならない。その際には、教職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めて柔軟に対応を検討することが求められる。

- (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度(その目的・内容・機能を損なうか否か)
- (2) 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 本学の規模、財政・財務状況

(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進(以下、「障害者差別解消の推進」という。)に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等(施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等)に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする
- (2) 総括監督責任者 学生支援担当理事をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする
- (3) 監督責任者 別表1に掲げる者をもって充て、当該部局における障害者差別解

消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする

- (4) 監督者 別表1に掲げる者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする。

(監督者の責務)

第5条 監督者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
- (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること
- (4) 合理的配慮の提供にあたっては、監督する教職員に対して、合理的配慮を受ける障害者のプライバシーが守られるよう指導すること

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。また、障害のある性的マイノリティについても同様に留意する。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことも有効である。

2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合

図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び障害の特性等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者とその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。
(相談体制の整備)

第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口を、下記のとおりとする。

- (1) キャンパスライフ・健康支援センター
- (2) 所属学部、学環
- (3) 附属学校
- (4) 教養教育部門
- (5) 日本学教育研究センター
- (6) 入試課
- (7) 総合相談窓口
- (8) その他学長が指名する教職員

(紛争の防止等のための体制の整備)

第9条 障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別取扱い、合理的配慮の不提供等)に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする。

- (1) 人権委員会
- (2) 学長が設置する第三者委員会

2 前項第一号の委員会については、別に定める。

3 第一項第二号の学長が設置する第三者委員会については、必要に応じて設置するものとする。
(情報公開)

第10条 本学は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページ等を通じて公開することとする。
(教職員への研修・啓発)

第11条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。

- (1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- (2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
- (3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

第12条 教職員が、障害者に対して不当な差別

的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則第43条第1号及び国立大学法人和歌山大学臨時職員就業規則第37条第1号に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

附 則

この要領は、平成28年1月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1941号）

この改正要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2057号）

この改正要領は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（令和2年6月3日一部改正：法人和歌山大学規程第2288号）

この改正要領は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2448号）

この改正要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2579号）

この改正要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2711号）

この改正要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2863号）

この改正要領は、令和7年5月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別紙

障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山学
教職員対応要領における留意事項

対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下の
とおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに関する例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

（正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）

（以下、例示）

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、一律にあるいは漠然とした安全上の問題を理由に学内の施設利用を拒否又は制限すること

（正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例）

（以下、例示）

- 実習において、アレルギーとなる材料を使用するなど、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害者に対し、アレルギーと

ならない材料に代替し、別の部屋で実習を設定すること

第2 合理的配慮に関する例（第7条関係）

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例はあくまでも例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意すること。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例）

（以下、例示）

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置をわかりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること
- 視覚障害者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること、その際、同性の教職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内すること

（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例）

（以下、例示）

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと

- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるように、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聞き取りに困難のある学生等の受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、授業内での指示や事務的な手続き・申請の手順を文字やイラスト等で視覚的に明示し、わかりやすく伝えること
- 間接的・抽象的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的・論理的な表現を使って説明すること
- 授業中のディスカッションに参加しにくい場合、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験において注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく文書や黒板に書いて示すなど、視覚的な情報として伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用、休憩時間の調整等を認めたりすること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- 教育実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- 実験・実習等において、障害の特性により指示の伝達や作業の補助等が必要となる場合に、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対して、教職員や支援学生を配置して作業の補助を

行うこと

- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- 病気療養等で学習空白が生じる学生等に対して、ICTを活用した学習活動や補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対処を断ること
- 自由席で開講している授業において、弱視の学生等からスクリーンや板書等がよく見える席での受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せず、一律に「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること
- 視覚障害者が、点字ブロックの無いイベント会場内の移動に必要な支援を求める場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、参加や支援を断ること
- 学生等が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室など代替施設を検討することなく、設備がないという理由で対応を断ること

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)
(以下、例示)

- オンライン授業の配信のみを行っている場合に、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた際、字幕や音声文字変換システムの利用など代替措置を検討

したうえで、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備を有していないことを理由に、当該対応を断ること（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）

- 図書館等において、混雑時に視覚障害者から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）
- 発達障害等の特性のある学生から、得意科目で習得した単位を不得意な科目の単位として認定してほしい（卒業要件を変更して単位認定をしてほしい）と要望された場合、不得意科目における環境調整や受講方法の調整などの支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定は、自大学におけるディプロマ・ポリシーに照らし、教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたることから、当該対応を断ること（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）

さらに、環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

（合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例）

（以下、例示）

- 障害者差別解消の推進を図るための教職員への学内研修を実施（環境の整備）するとともに、教職員が、学生一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行うこと（合理的配慮）
- エレベーターの設置といった学内施設のバリアフリー化を進める（環境の整備）とともに、肢体不自由のある学生等が、実験室等で実験実施の補助を必要とした際に、その補助を行うティーチングアシスタント等を提供すること（合理的配慮）
- 障害者から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手續における適切な代筆の仕方について研修を行う（環境の整備）とともに、障害者から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら担当者が代筆すること（合理的配慮）
- オンラインでの申込手續が必要な場合に、手續を行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっていることから、手續に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う（合理的配慮）とともに、以後、障害者がオンライン申込みの際に不便を感じることをないよう、ウェブサイトの改良を行うこと（環境の整備）
- 講演会等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする（環境の整備）とともに、申し出があった際に、

手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること（合理的配慮）

別表Ⅰ

監督責任者、監督者一覧
(教員)

部局等	監督責任者	監督者
教育学部	教育学部長	学部選出キャンパスライフ・健康支援センター員
附属小学校	附属小学校校長	附属小学校副校長
附属中学校	附属中学校校長	附属中学校副校長
附属特別支援学校	附属特別支援学校校長	附属特別支援学校副校長
経済学部	経済学部長	学部選出キャンパスライフ・健康支援センター員
システム工学部	システム工学部長	学部選出キャンパスライフ・健康支援センター員
観光学部	観光学部長	学部選出キャンパスライフ・健康支援センター員
社会インフォマティクス学環	社会インフォマティクス学環長	学環選出キャンパスライフ・健康支援センター員
戦略情報室	戦略情報室長	戦略情報室長
紀伊半島価値共創基幹	紀伊半島価値共創基幹長	紀伊半島価値共創基幹副基幹長
地域協働ネットワークセンター	地域協働ネットワークセンター長	地域協働ネットワークセンター長
食農総合研究教育センター	食農総合研究教育センター長	食農総合研究教育センター副センター長
災害科学・レジリエンス共創センター	災害科学・レジリエンス共創センター長	災害科学・レジリエンス共創センター副センター長
紀州経済史文化史研究所	紀州経済史文化史研究所長	紀州経済史文化史研究所副所長
学術情報センター	学術情報センター長	学術情報センター副センター長
学術情報センター図書館	学術情報センター図書館長	学術情報センター図書館長
キャンパスライフ・健康支援センター	キャンパスライフ・健康支援センター長	キャンパスライフ・健康支援センター副センター長
教養教育部門	教養教育部門長	教養教育部門副部門長
キャリア教育・支援部門	キャリア教育・支援部門長	キャリア教育・支援部門副部門長
リカレント教育部門	リカレント教育部門長	リカレント教育部門長
データ・インテリジェンス教育研究センター	データ・インテリジェンス教育研究センター長	データ・インテリジェンス教育研究センター長
イノベーションイニシアティブ基幹	イノベーションイニシアティブ基幹長	イノベーションイニシアティブ基幹副基幹長
産学連携イノベーションセンター	産学連携イノベーションセンター長	産学連携イノベーションセンター副センター長
アントレプレナーシップデザインセンター	アントレプレナーシップデザインセンター長	アントレプレナーシップデザインセンター長
国際イニシアティブ基幹	国際イニシアティブ基幹長	国際イニシアティブ基幹副基幹長
グローバル化推進センター	グローバル化推進センター長	グローバル化推進センター副センター長
国際観光学研究センター	国際観光学研究センター長	国際観光学研究センター副センター長
日本学教育研究センター	日本学教育研究センター長	日本学教育研究センター副センター長

(職員)

部局等	監督責任者	監督者
監査室	学長	監査室長
企画課	事務局長	企画課長
総務課		総務課長
人事労務課		人事労務課長
財務課		財務課長
施設整備課		施設整備課長
研究・社会連携課		研究・社会連携課長 (社会連携室にあっては室長)
学務課		学務課長
入試課		入試課長
学生支援課		学生支援課長
国際交流課		国際交流課長
学術情報課		学術情報課長
附属小学校・中学校		附属小学校副校長
附属特別支援学校		附属特別支援学校副校長
キャンパスライフ・健康支援センター		キャンパスライフ・健康支援センター長

授業等における配慮申請書

提出日：令和 年 月 日

和歌山大学

キャンパスライフ・健康支援センター長 様

- 申請書は学生が作成し、障害学生支援室が受け取った上で所属学部へ提出します。
- 申請書は手書きで記入してもPCで作成してもかまいません。

学生番号

学部・研究科

氏名

連絡先

下記の合理的配慮を希望いたします。

1. 配慮が必要な理由

症状・修学上困難になること

ノートの書取りと聴き取りを同時に行うことが難しいため、課題や試験に関する重要な情報を聞き逃すことが多い。

2. 配慮が必要な事項（該当する□に✓を記入してください。）

- (1) 授業
- (2) 試験
- (3) 実習
- (4) 学内生活

配慮例

- ・重要事項の伝達（課題・手続き等）
- ・学内の移動・設備利用
- ・発表・質疑応答
- ・日常生活動作（トイレ・食事等）
- ・座席配慮
- ・スケジュール管理・履修相談
- ・学外実習（教育実習等）
- ・教材（拡大・音訳・点訳・字幕等）
- ・情報保障
- ・支援機器（福祉用具等）の利用
- ・就職・就労

配慮内容

- 課題や試験の情報について、Live Campus あるいは Moodle（個人へのメールでも可）での通知をお願いします。
- ・課題の場合：内容、形式、締切り、提出方法等
 - ・定期試験以外の試験の場合：内容、日時、場所、持ち物等
 - ・定期試験の場合：試験形態等、内容、日時、場所

3. 履修科目

- 全履修科目に申請する
- 特定の履修科目に申請する →下記の表に記入をお願いします。

科目	教員名	曜日・限	特記
〇〇〇論	〇〇先生	月曜 1 限	
〇〇〇概説	〇〇先生	月曜 2 限	
外国語コミュニケーション	〇〇先生	火曜 1 限	
〇〇〇理論	〇〇先生	火曜 3 限	
〇〇〇思想	〇〇先生	水曜 2 限	
〇〇〇Ⅱ	〇〇先生	木曜 1 限	
〇〇〇学	〇〇先生	金曜 3 限	
〇〇体験演習	〇〇先生	曜 限	集中講義
〇〇演習	〇〇先生	曜 限	ゼミ
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	

※記入していただいた内容はコーディネーター以外の目的で利用しません。

2024 年度
和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター
活動報告書

発行日 令和7年7月18日
編集・発行 和歌山大学 キャンパスライフ・健康支援センター
連絡先 〒640-8510 和歌山県和歌山市栄谷 930 南1号館4階
健康支援部門 Tel: 073-457-7965
キャンパスライフ支援部門 Tel: 073-457-7155
ホームページ <https://www.wakayama-u.ac.jp/hc/>